

# みどりとみずべの将来ビジョン

令和2年3月

滋賀県

## 目次

1 策定にあたって.....	1
1.1 はじめに.....	1
1.2 本ビジョンの対象.....	1
2 湖辺域の将来像.....	2
2.1 将来に向けた基本的な考え方.....	2
2.2 湖辺域の将来像.....	2
2.3 施策・事業展開にあたっての留意点.....	3
1) 持続可能な保全・利用・活用.....	3
2) 水害リスクを踏まえた検討.....	3
3) 湖辺域の自然環境・生態系の保全.....	3
4) 農地の持つ価値や機能の保全を前提とした施策・事業の展開.....	4
5) 湖辺域の景観の継承.....	4
6) 漁業の営みを踏まえた検討.....	4
2.4 エリアの将来イメージ.....	5
2.5 エリア区分図.....	14
3 民間活力の活用.....	16
3.1 「民間活力」を活用した施策展開の方向性.....	16
3.2 民間活力の活用に関連する法律等.....	16
3.3 民間活力導入に向けた方針.....	21
3.4 民間活力の導入イメージ.....	22
4 将来像の実現に向けて.....	29
4.1 湖辺域におけるマネジメント.....	29
4.2 公園における整備・維持管理方針.....	35
4.3 検討体制.....	37
4.4 本ビジョンの見直し.....	38
参考資料編.....	1
1 エリア区分設定の考え方.....	2
1.1 エリア区分の考え方.....	2
1.2 エリア区分の検討.....	3

# 1 策定にあたって

## 1.1 はじめに

### 1) 策定の背景

琵琶湖は、約 400 万年の歴史を有する我が国最大の湖であり、近畿圏においては治水上、利水上重要な役割を担っています。また、平成 5 年 3 月にラムサール条約湿地として認定されている琵琶湖は、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものです。

しかし、近年、外来動植物の増加、水草の大量繁茂、在来魚介類の減少等の課題が生じており、琵琶湖の総合的な保全および再生の取組を実施する必要性が高まっていることから、平成 27 年 9 月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、平成 28 年 4 月には同法の規定に基づく「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められました。滋賀県では、この基本方針を受け、平成 29 年 3 月に「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（＝以下、琵琶湖保全再生計画）を策定し、琵琶湖を「守る」として「活かす」としての好循環を更に推進するため、必要となる方策を検討することとしています。

滋賀県では、これまで、琵琶湖やその周辺においては、自然環境や景観の保全を中心に各種取組が進められ、琵琶湖という誇れる資源は大切に守り受け継がれてきました。その一方で、その素晴らしい自然に触れ、景観を楽しめる場は十分に設けられていたとは言い難い状況にあり、琵琶湖本来の価値を生かしていく取組の重要性は高まってきているといえます。第 51 回滋賀県県政世論調査、県政モニターアンケート（平成 30 年 6 月）によると、「琵琶湖を保全する」とともに「新たな公園の設置」などの要望があり、湖岸緑地をはじめとした県営都市公園が家族団らんやジョギング等の日常的な憩いの場、イベント等の活動の場となることを希望する等、湖辺域に多様な利用者ニーズに対応した賑わいのある場の創出を求めていることがうかがえます。これに呼応するような形で、河川区域、公園区域等での民間参入を促進する制度も整えられてきているところです。

今回、「みどりのみずべの将来ビジョン」（＝以下、本ビジョン）を策定することにより、湖辺域を対象とした「守る」「活かす」の好循環に資するまちづくりの方向性を示します。

### 2) 目的

本ビジョンでは、各自治体が有している各種計画と整合した、概ね 20 年後の湖辺域における保全・利用・活用の目指すべき将来像を定め、各自治体と方向性を共有します。湖辺域では、保全を前提とした上で、湖辺域の魅力ある資源を損ねることなく、資源を活かしたイベントの実施、オープンカフェの設置をはじめとした賑わい創出といった利用・活用を促進し、SDGs の達成に向けて、国民的資産である琵琶湖から享受する恵みを活用した持続可能な地域振興・観光振興に繋げることを目指します。

## 1.2 本ビジョンの対象

本ビジョンの対象は、琵琶湖の水際線から概ね 200m の湖辺域を対象とします。（水域は含まない。なお、対象範囲は社会情勢の変化に対応した見直しを適宜検討するものとします。）

## 2 湖辺域の将来像

### 2.1 将来に向けた基本的な考え方

琵琶湖と人との関わりを増やしていくことを念頭に、また、保全と利活用のバランスに配慮しながら、魅力ある琵琶湖の資源の価値を持続可能な形で保全・利用・活用することを目指します。

### 2.2 湖辺域の将来像

将来に向けた基本的な考え方を踏まえ、湖辺域を「保全」「利用」「活用」の3つのエリアに区分します。以下に示す各エリアに期待する役割、基本的な考え方、活動等のイメージに沿った各種施策や事業等が展開され、湖辺域の持つ価値が持続可能な形で保全・利用・活用されることを期待します。関係機関は本ビジョンに基づく県・市の施策や事業の推進に対する協力に努めるものとします。

#### 1) 保全エリア

【期待する役割】 湖辺域の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守る ～自然環境や歴史・文化的景観の保全・再生～	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全を基本とし、景観を含めた周辺環境や土地の改変は原則行わない</li> <li>条例等による規制だけでなく、自然環境や景観の保全再生に関する活動に多くの人に関わることを通じ、保全再生を図る</li> </ul>
活動等のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境維持・保全・再生（条例等による規制・誘導等）</li> </ul>

#### 2) 利用エリア

【期待する役割】 誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進する ～水際の空間や風景を体感できる環境整備と維持管理～	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境や土地の大規模な改変を行わず、琵琶湖ならではの雄大な風景も眺めながら、散策や休憩など、湖岸の自然環境を活かした利用を図る</li> </ul>
活動等のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>散策・休憩、サイクリング、遊泳 等 (ウォーキング・サイクリングルート、水泳場、バーベキュー場、公園・広場 等)</li> </ul>

#### 3) 活用エリア

【期待する役割】 様々な主体との連携により、湖辺域での賑わいを創出する ～民間活力等による集客施設等の整備～	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な主体の知見やノウハウを活かしながら、賑わい創出のための拠点整備を推進するなど、湖辺域の活性化を図る</li> </ul>
活動等のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食、宿泊 等（カフェ、レストラン、グランピング、ホテル、道の駅等） ※「利用」的な活用もある</li> </ul>



## 2.3 施策・事業展開にあたっての留意点

各エリアでの各種施策や事業等の展開にあたっては、以下に示す事項に留意しながら進めるものとします。

### 1) 持続可能な保全・利用・活用

湖辺域における持続可能な保全・利用・活用の実現のため、各エリアでの各種施策や事業等の展開にあたっては、「経済」「社会」「環境」のバランスを図る統合的な取組である SDGs<sup>※1</sup>の視点を活かします。また、湖辺域の活用にあたっては、その土地の法的な位置付けを把握し、土地利用計画等を踏まえた上で、各法律に定められた規定や法制度の範囲内で検討することとします。

### 2) 水害リスクを踏まえた検討

本ビジョンの対象地では、洪水により浸水する箇所もあります。本県では、浸水に関する情報として、『地先の安全度マップ』や『洪水浸水想定区域図』を作成しており、各エリアでの各種施策や事業等の展開にあたっては、こうしたリスク情報も踏まえて検討していきます。

また、対象地には河川管理施設も整備されており、施策や事業展開にあたっては、これら河川管理施設の機能を損なうことのないよう検討します。

### 3) 湖辺域の自然環境・生態系の保全

琵琶湖の湖辺域は、水域と陸域の推移帯が展開するビオトープ<sup>※2</sup>が形成されており、絶滅のおそれのある種や琵琶湖の固有種を含む多様な種が生息・生育するなど豊かな生態系を有しているとともに、生物多様性を保全する上で、重要な役割を担っています。湖辺域の自然環境・生態系は、次代に継承すべき貴重な財産であり、これまで、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク2 1 計画）等に基づき、保全のための様々な施策が行われてきました。本ビジョンにおいても、湖辺域の自然環境や豊かな生態系の保全および再生に強く留意しながら、琵琶湖保全再生計画に基づき、琵琶湖を守ることと活かすことの好循環の推進を目指します。また、概ね湖辺域が琵琶湖国定公園内の特別地域に位置付けられていることから、自然公園法に基づく各種規制等との整合も図りながら検討していきます。

#### ※1 SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールとそれらに紐づく169のターゲットから構成されています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとされており、本県としても積極的に取り組んでいます。

#### ※2 ビオトープとは

ギリシャ語で生命を意味する「bio」と場所を意味する「topos」を組み合わせた合成語で、生物が生物共同体（生物群集）として互いにつながりを持ちながら生息・生育している空間を示す言葉です

#### 4) 農地の持つ価値や機能の保全

湖辺域に広がる農地は、琵琶湖の周囲を取り囲む山々を背景に、琵琶湖内陸部に広がる水田・畑やその中に立ち並ぶ集落、そこに住む人々の営みと一体となって、豊かな水辺の風景を育んできました。また、これらの農地は生きものたちの豊かな個性とつながり（生物多様性）も育んできており、魚のゆりかご水田プロジェクトとして、湖魚が産卵のために琵琶湖と水田を行き来していたかつての環境を取り戻す取組も行われています。こうした琵琶湖と共生する農（林水産）業は、数千年にわたって琵琶湖やそこで育まれた生きものを保全しながら活用してきた「里湖(さとうみ)」とも呼ばれる営みの一部であり、2019年2月に「日本農業遺産」に認定され、さらに「世界農業遺産」の候補にも選ばれたところです。各エリアでの各種施策や事業等の展開に当たっては、これら農地や生物多様性の持つ価値および機能を認識し、農地を保全するための土地利用計画等を踏まえ、農地や生物多様性の持つ価値および機能の適正な保全を図ることを前提に検討していきます。

#### 5) 漁業の営みを踏まえた検討

琵琶湖では漁業が営まれており、湖辺域は漁業活動においても重要な場所です。琵琶湖漁業は古来より琵琶湖の恵みを人々に届け、大切にすることで、琵琶湖を活かし、守ってきました。各エリアでの各種施策や事業等の展開に当たっては、今後も持続的に漁業が営まれる重要性を認識し、漁業活動を損なうことのないよう検討します。

#### 6) 湖辺域の景観の継承

湖辺域の景観は、琵琶湖とその周りに広がる田園、これらを取り巻く比叡、比良、鈴鹿、伊吹の美しい山並み、三上山や八幡山などの平野に点在する独立峰などからなる広がりつつながりのある風景を構成する重要な要素であり、長い歴史と多くの人々の絶え間ない努力により、守り伝えられてきています。各エリアでの各種施策や事業等の展開にあたっては「湖国風景づくり宣言～ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン～」、「滋賀県景観計画」および各景観行政団体が策定した景観計画などを踏まえて、琵琶湖岸の自然的景観、広がりのある田園景観および湖岸や田園から対岸や山並みの眺望が楽しめる景観の保全を基本とし、良好な景観を守り育て、継承することを前提に検討していきます。

## 2.4 エリアの将来イメージ

各エリアの将来像（基本的な考え方や活動等のイメージ）を踏まえ、また、施策・事業展開にあたっての留意点に基づく取組が展開されることを前提に、各エリアの将来イメージを描きます。

このイメージの実現のためには、多様な主体が共通認識を持ち、互いに連携しながら、取組を進めていく必要があります。

### 1) 保全エリア

#### 湖辺域の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守る

～自然環境や歴史・文化的景観の保全・再生～

これまで守り育てられてきた湖辺域の貴重な自然資源を維持・管理する活動が展開され、また、環境教育などにより貴重な自然環境を次代に伝えています



季節の木々・花々で彩られた湖辺域の美しい風景を愛で、その自然環境の素晴らしさを誰もが肌で感じています





湖辺域に残る貴重な歴史・文化的景観を多くの人々の絶え間ない努力により守り伝えられてます。



## 1) 利用エリア

**誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進する**

～水際の空間や風景を体感できる環境整備と維持管理～

湖岸の遊歩道、展望スポット等から、琵琶湖の自然・風景を楽しみながら、ゆったりとした時間を過ごしています





水辺の広場空間、さらに湖面を利用しながら、スポーツ、バーベキュー、遊泳など、アクティブな活動を楽しんでいます



湖岸道路は、多くのサイクリストによる琵琶湖一周サイクリングが楽しまれており、湖岸緑地では琵琶湖の景色を楽しみながらサイクリストも休憩しています





## 2) 活用エリア

**様々な主体との連携により、湖辺域での賑わいを創出する**

～民間活力等による集客施設等の整備～

周辺に農地等の自然豊かな環境が広がる中で、その地域性を活かした施設が立地し、自然と湖岸の魅力を楽しむ人で賑わっています



市街地周辺の湖岸等に、カフェ等の集客施設が立地し、琵琶湖の風景を眺めながら、優雅な時間を過ごしています





市街地周辺の湖岸等では、水辺ならではのイベントや飲食を楽しむ多くの人々が集まり、にぎわいのある空間が創出されています



なお、ここで掲載するものはあくまで湖辺域で想定されるイメージ（例）です。また、個別の場所を想定したものではありません。

## 2.5 エリア区分図

湖辺域に位置する各市の既往計画や施設の分布状況などを勘案し、水際線から概ね 200m の範囲を「保全」「利用」「活用」のエリアに区分した区分図を次頁に示します。

このエリア区分図を踏まえ、県内市町を含む関係者間と各エリアの方向性を共有し、互いに連携しながら、前頁までで示した将来像の実現を目指していきます。

なお、各エリアの区分については、土地所有者や施設管理者を区別せずに設定しています。このため、各エリアでの様々な施策の展開にあたっては、その土地の法的な位置付けを把握し、土地利用計画等を踏まえた上で検討することとします。

※区分の設定根拠は参考資料編に掲載します





図 エリア区分図

## 3 民間活力の活用

### 3.1 「民間活力」を活用した施策展開の方向性

「民間活力」の活用とは、

- ・時代のニーズに応じたアイデアや企画・運営等に係る能力
- ・事業を経営的視点から見る経営ノウハウ
- ・民間事業者の投資等による資金

といった民間事業者が持つ活力を導入していくことを指します。

エリア区分図で設定した活用エリアを中心に、カフェやレストラン、道の駅など集客施設等の施設整備を推進し、この「民間活力」を活用した施策を展開していくことを目指します。

### 3.2 民間活力の活用に関連する法律等

本ビジョンにおけるエリア区分については、土地の所有者や管理権限者を区別せずに設定しています。そのため、湖辺域で民間活力の活用を進めるにあたっては、その土地の法的な位置付けを把握し、土地利用計画等を踏まえた上で、各法律、条例に定められた規定や制度の範囲内で、民間活力の活用を行っていく必要があります。

湖辺域で民間活力の活用を行う場合には、主に以下の法律・法制度を活用することが考えられ、また同法制度に基づき適正に対応することが必要です。

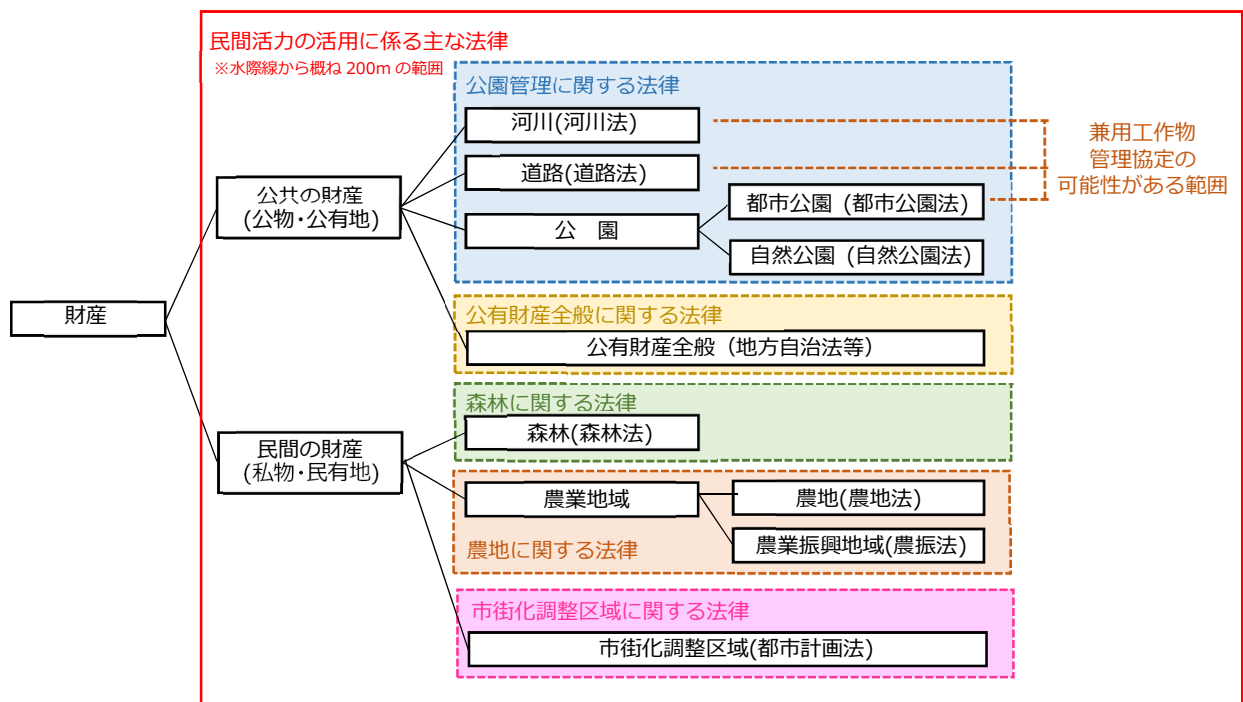


図 湖辺域での民間活力の活用に関連する主な法律とその体系



表 湖辺域での民間活力の導入に関する主な法制度

	制度名称	根拠となる法律	土地の種別	内容
導入に関する法制度	・河川敷地の占用許可の特例（河川空間のオープン化） ・工作物の新築等の許可	・河川法（琵琶湖敷地の占用許可基準）	河川区域・河川保全区域	・民間事業者等による施設（飲食店やイベント施設等）の設置・占用（10年以内）
	・設置管理許可	・都市公園法 ・条例	都市公園区域	・民間事業者等による公園施設（カフェ・レストラン、水族館等）の設置や管理（10年以内）
	・公募設置管理制度（以下、Park-PFI）			・民間事業者等による公園施設（カフェ・レストラン、水族館等）、広告物等の設置（20年以内）
	・行為の許可	・自然公園法	自然公園区域	・民間事業者等による建築物等（住宅、店舗等）の設置
	・公園事業			・民間事業者等による公園利用施設（店舗、ホテル、スキー場等）の設置（事業認可の期間中）
	・目的外使用許可	・国有財産法 ・地方自治法	その他の公有地	・民間事業者等による土地の使用（1年以内）
	・貸付			・民間事業者等への土地の貸付（契約による。約20年～50年）
	・指定管理者制度			・民間事業者等による公園の管理運営（県指定管理者制度に関するガイドラインでは、原則5年）
	・国有林野の貸付	・国有林野の管理経営に関する法律	森林地域	・民間事業者等への国有林野の貸付（契約による。約20年～50年）
・農業振興地域制度	・農振法	農業地域	・農用地区域内での農産物販売施設の設置	

表 湖辺域での民間活力の手続きに関する主な法制度

	制度名称	根拠となる法律	土地の種別	内容
手続きに関する法制度	・林地開発許可制度	・森林法	森林地域	・地域森林計画対象民有林での開発
	・農地転用許可制度	・農地法	農業地域	・農用地区域外の農地の他用途への転用
	・都市計画区域	・都市計画法	市街化調整区域	・市街化調整区域の土地利用
	・開発許可制度			・法第 34 条各号に適合する建築物の建築



### [河川敷地の占用許可の特例（河川空間のオープン化）の概要]

琵琶湖は、滋賀県が河川法に基づき管理する、一級水系「淀川水系」に属する一級河川です。河川敷地は公共用物として、洪水による被害を除却・軽減させるためのものであり、かつ一般公衆の自由な使用に供されるべきもので、その占用は原則として認められるものではありません。そのため、占用できる施設も公共性または公益性のある施設に限定されていました。

しかし、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを目的とした河川敷地利用に対する要請の高まりを受け、平成 23 年度に国の「河川敷地占用許可準則」が改正され、営業活動を行う事業者の設置する施設も占用許可を受けることが可能となりました。これを「河川空間のオープン化」といいます。

平成 29 年 4 月に「琵琶湖敷地の占用許可基準」が改正され、琵琶湖においても河川空間のオープン化が適用できるようになりました。

河川空間のオープン化では、地域の合意を図った上で、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」をあらかじめ指定することで、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能になります。



写真 河川空間におけるカフェ

### □「都市・地域再生等利用区域」の指定について

#### ①指定方法

河川管理者（県）、市町等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等（以下「協議会等」という。）の活用などにより地域の合意が図られた区域を、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」に指定し、併せて占用方針（占用施設を含む。）および占用主体を定める。

#### ②占用施設

- ・ 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設または船舶上下架施設(斜路含む)
- ・ 上記施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売り場、案内所、船舶修理場等
- ・ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ・ その他都市および地域の再生のために利用する施設

#### ③占用主体

- ・ 地元の市・町等（第 3 セクター等を含む）
- ・ 営業活動を行う事業者等であって、協議会等において適切であると認められたもの。
- ・ 営業活動を行う事業者等

[Park-PFI の概要]

Park-PFI は、都市公園法（都市公園においてのみ適用される制度）に基づき、都市公園において飲食店や売店等の収益施設等（公募対象公園施設）と園路、広場等の整備を一体的に行う民間事業者を公募により選定する事業手法です。この事業手法で収益施設を設置する民間事業者は、設置する施設の整備費と事業期間中の公園使用料に加え、収益施設にて得られる利益の一部を活用しその周辺の園路や広場等の一般公園利用者が利用できる施設の整備や改修等を行うことを条件に、事業期間の延伸、建ぺい率の制限の緩和、占用物件の緩和というインセンティブが与えられます。



図 制度概要図

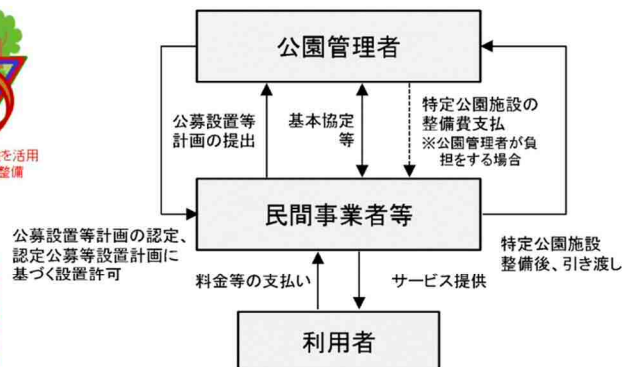


図 Park-PFI の事業スキーム

(出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)

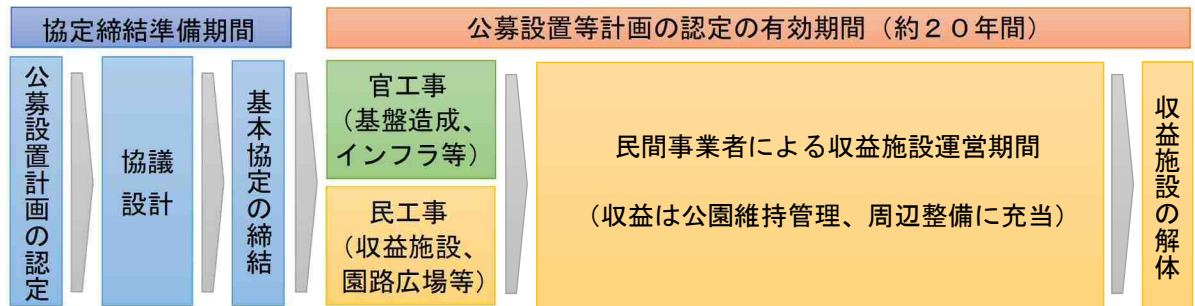
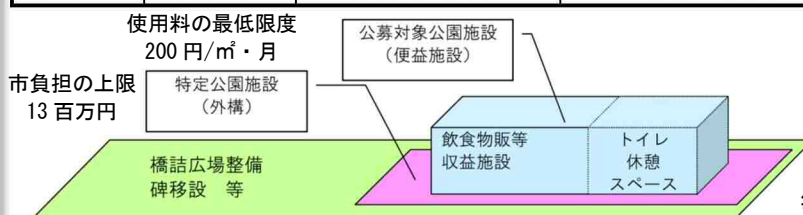


図 Park-PFI の事業フローの一例

□官民の役割分担事例（北九州市 勝山公園）

項目		公募対象公園施設 (便益施設)	特定公園施設 (外構)
設計	実施主体	民間事業者	民間事業者
	費用負担	民間事業者	市
工事	実施主体	民間事業者	民間事業者
	費用負担	民間事業者	市および民間事業者
管理 運営	実施主体	民間事業者	民間事業者
	費用負担	民間事業者	民間事業者



(出典：北九州市ホームページ)  
 (「勝山公園鷗外橋西側橋詰広場における便益施設等の公募設置等にかかる募集要項」より作成)

### 3.3 民間活力導入に向けた方針

湖辺域には、「湖岸緑地」の各地区や「奥びわスポーツの森」等の都市公園や自然公園である「琵琶湖国定公園」があります。これらの都市公園や自然公園は、湖辺域の各所に点在していますので、周辺環境、アクセス条件、利用状況等は様々です。

本ビジョン策定に当たり実施した民間事業者へのアンケート調査では、約 6 割の民間事業者が湖辺域における事業への関心を示しており、利用者数が少ない地区や公共交通アクセスが困難な地区における事業化も可能という結果が得られました。ただし、前浜や周辺の背後地の状況によって、事業内容や事業手法は異なると考えられますので、民間活力の導入に際しては、民間事業者との意見交換を進めながら、それぞれの場所に適した事業内容や事業者を検討する必要があります。その際、地元企業とともに、地域の特色や文化を活かした施設展開を進める等、地域の活性化にもつながる取組も重要です。

ただし、湖辺域は、複数の法律により、土地利用に関する規制や誘導等を行うための区域が設定・指定されており、その利活用にあたっては、規制等との整合を図ることに留意が必要です。併せて、地域との合意形成を図ることも重要です。

また、湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意する必要があります。加えて、本ビジョンの対象とする琵琶湖岸には、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく生息・生育地保護区に指定されている新海浜、佐波江浜をはじめ、希少性の高い動植物等が生息・生育している区域もみられます。そのため、民間活力導入に際しては、そうした貴重な動植物の生息環境の保全を基本とした上で検討するよう留意します。さらに、貴重種以外の豊かな動植物が、利用や活用を支える湖辺域の価値となるケースも多く、これらの価値は自然と人との適切な関わりによって維持されるため、価値の恩恵を享受する全ての人々が、その価値の保全、維持に積極的に関わる意識を持つことも必要です。

本ビジョン策定にあたっては、都市計画上の位置付けと前浜、背後地の状況から、6 つのモデル地域を設定し、各地域で考えられる事業内容について民間事業者へアンケートを実施しました。その結果を踏まえて、様々な特性を有する湖辺域における今後の民間活力の導入イメージを整理します。

#### <<令和元年度 事業者アンケート概要>> (回答事業者数：50 社)

- ・約 6 割の事業者が、湖辺域の民間活力導入事業に「大変関心がある」または「関心がある。今後、検討したい。」と回答
- ・約 2 割の事業者が、自己資金の投入による建物整備が可能と回答。
- ・インフラ整備については、ほぼ全ての事業者が行政による整備を希望と回答。
- ・民間活力導入施設の周辺施設（駐車場・広場・園路等）についても、ほぼ全ての事業者が行政による整備を希望と回答。
- ・事業エリアの年間利用者数条件として、「10 万人以上」「30 万人以上」「関係ない」が同等の割合を占めた。また、年間利用状況としては、「年間を通じて一定の利用がよい」が約 7 割を占めた。
- ・事業地の立地環境としては、「市街地に近接」の回答が約 7 割を占める一方で、「関係ない」という回答が約 3 割を占めた。
- ・事業地へのアクセスは「鉄道駅から徒歩圏」「バス停から徒歩圏でも可」が約 4 割を占める一方で、「自動車のみでも可」が約 6 割を占めた。

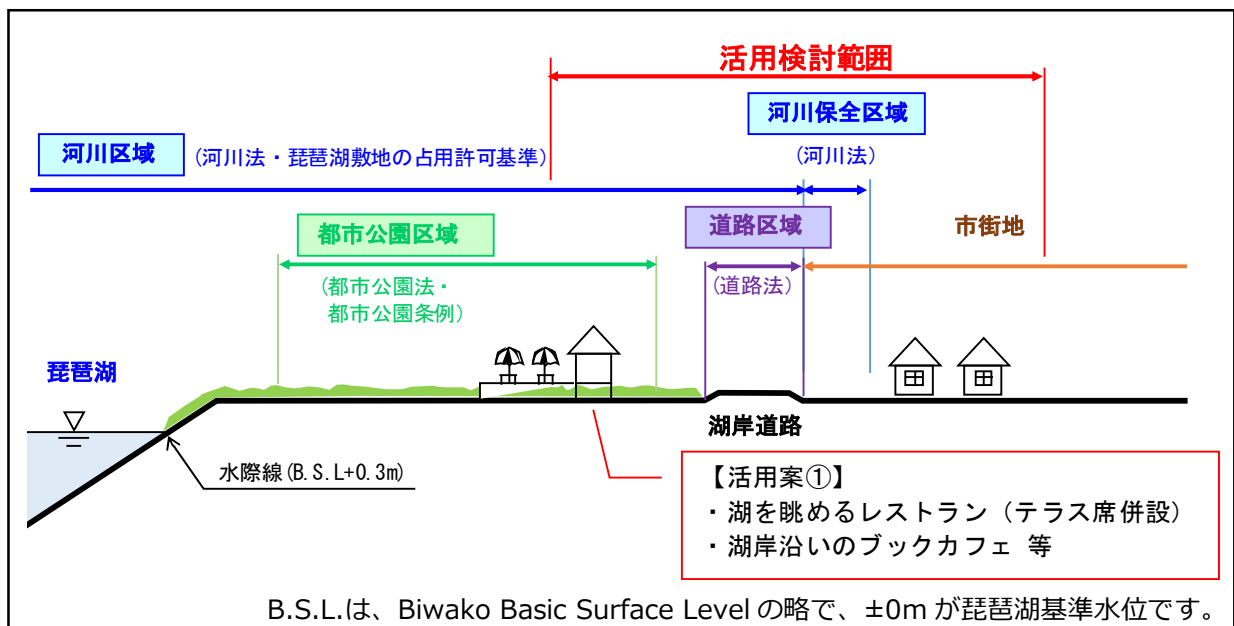


### 3.4 民間活力の導入イメージ

【導入イメージ①】市街化区域内（前浜：都市公園、背後地：市街地）の場合

《事業者アンケートで意見があった導入施設案》カフェ、レストラン 等

背後地に市街地が広がる都市公園区域においては、近隣からの多くの集客も見込まれるので、琵琶湖を眺めるレストランやカフェ等、琵琶湖の景色を楽しみながら飲食ができる施設の整備等が考えられます。



○考えられる手続きの一例

- 《法制度》 河川法 : 占用許可の特例（オープン化）※1  
 工作物の新築等の許可  
 都市公園法 : 設置管理許可 or Park-PFI※2
- 《許可を行う者》 河川区域 : 河川管理者（県）  
 都市公園区域 : 公園管理者（県・市）



《許可を受ける者》 民間事業者等

《許可の期間》 20年以内※3

- 《その他》
- ・湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意が必要
  - ・琵琶湖と陸域の推移帯沿いには希少な動植物が生息・生育している場合があるため、そうした生息・生育区域の保全が必要

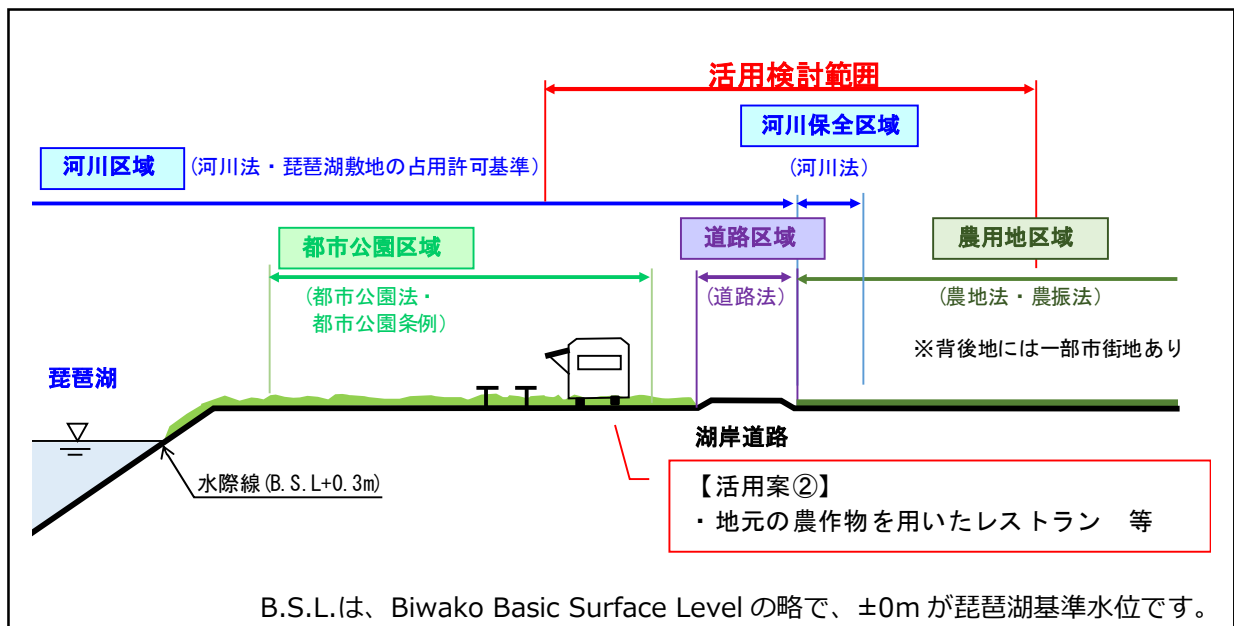
※1 河川管理者である県が対象となる範囲を都市・地域再生等利用区域に指定する必要あり

※2 Park-PFIを適用する場合には、特定公園施設の整備を一体的に行う必要あり

※3 Park-PFIを適用した場合は20年以内。ただし、河川法の占用許可（10年）の更新が必要

【導入イメージ②】市街化区域内に近接する市街化調整区域内（前浜：都市公園、背後地：農地）  
の場合(パターン1)

《事業者アンケートで意見があった導入施設案》地元の農作物を用いたレストラン 等  
背後地に農地が広がる都市公園区域においても、市街化区域内に近接するような場所では  
近隣からの多くの来客が見込まれるので、周辺の農地で採れた新鮮な野菜を用いたレストラ  
ン等、近隣農家と連携したレストランの整備等が考えられます。



○考えられる手続きの一例

- 《法制度》 河川法 : 占用許可の特例（オープン化）※1  
工作物の新築等の許可  
都市公園法：設置管理許可 or Park-PFI※2
- 《許可を行う者》 河川区域 : 河川管理者（県）  
都市公園区域：公園管理者（県・市）
- 《許可を受ける者》 民間事業者、地域農業者等
- 《許可の期間》 20年以内※3
- 《その他》
- ・湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意が必要
  - ・琵琶湖と陸域の推移帯沿いには希少な動植物が生息・生育している場合があるため、そうした生息・生育区域の保全が必要



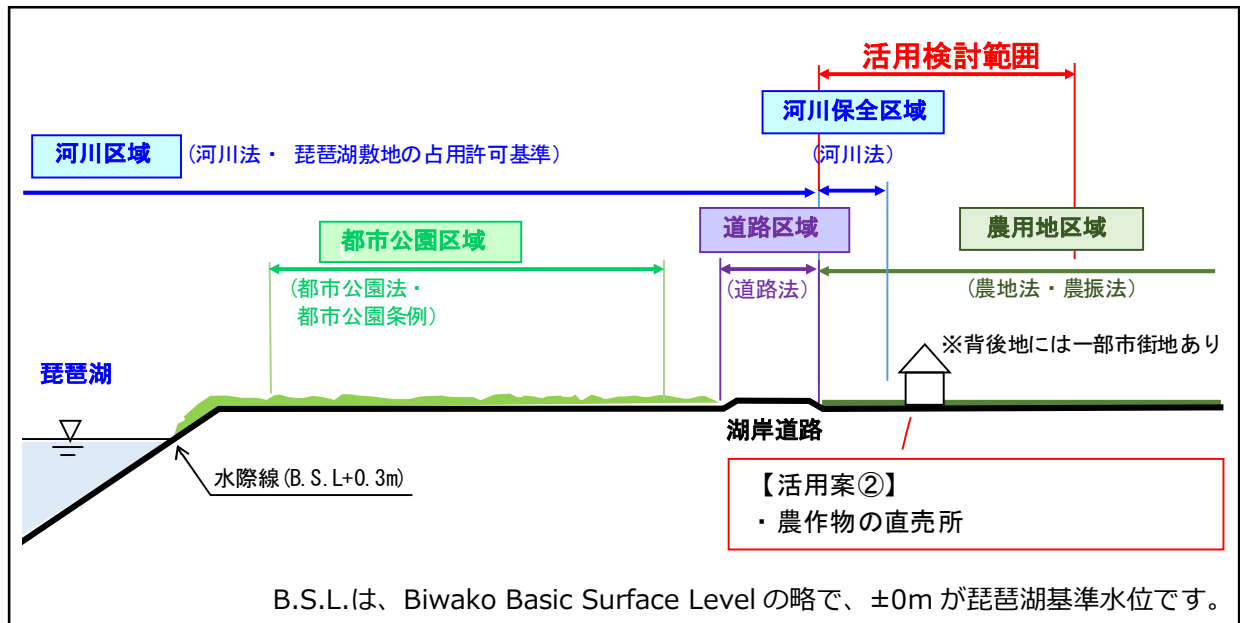
※1 河川管理者である県が対象となる範囲を都市・地域再生等利用区域に指定する必要あり

※2 Park-PFI を適用する場合には、特定公園施設の整備を一体的に行う必要あり

※3 Park-PFI を適用した場合は20年以内。ただし、河川法の占用許可（10年）の更新が必要

【導入イメージ②】市街化区域内に近接する市街化調整区域内（前浜：都市公園、背後地：農地）  
の場合(パターン2)

《事業者アンケートで意見があった導入施設案》地元の農作物を販売する直売所 等  
背後地に広がる農用区域においても、地域農業者が周辺の農地で採れた新鮮な野菜を販売する農作物の直売所の整備が考えられます。



○考えられる手続きの一例

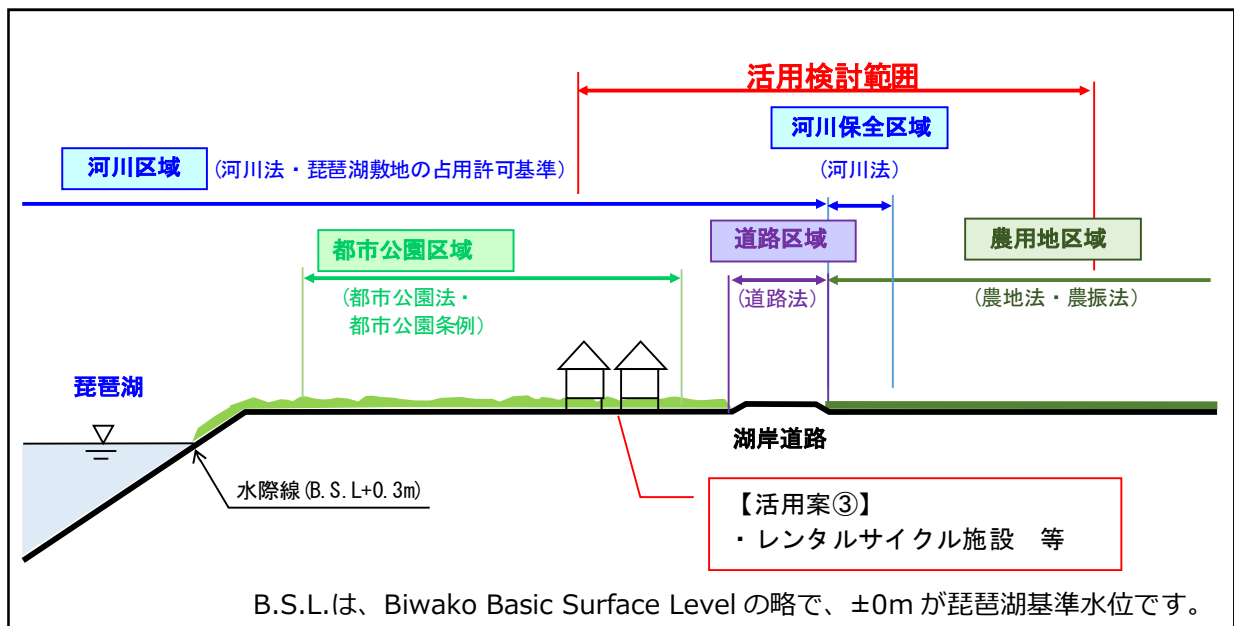
- 《法制度》 河川法：工作物の新築等の許可  
(河川保全区域)  
農地法：農地転用許可制度  
農振法：農業振興地域制度
- 《許可を行う者》 河川保全区域：河川管理者（県）
- 《設置できる施設》 農産物販売施設
- 《権限者》 農地転用：市町農業委員会または県  
農業振興地域制度：市町
- 《設置できる者》 地域農業者等



## 【導入イメージ③】市街化調整区域内（前浜：都市公園、背後地：農地）の場合

《事業者アンケートで意見があった導入施設案》レンタサイクル施設 等

背後地に農地が広がる市街化調整区域内の都市公園区域では、市街地部に比べて近隣からの来客が多くないと考えられますが、サイクリングを目的に琵琶湖を来訪するビワイチサイクリストの利用を想定した施設の整備等が考えられます。



## ○考えられる手続きの一例

- 《法制度》 河川法 : 占用許可の特例（オープン化）<sup>※1</sup>  
 工作物の新築等の許可  
 都市公園法 : 設置管理許可 or Park-PFI<sup>※2</sup>
- 《許可を行う者》 河川区域 : 河川管理者（県）  
 都市公園区域 : 公園管理者（県・市）



《許可を受ける者》 民間事業者等

《許可の期間》 20年以内<sup>※3</sup>

- 《その他》
- ・湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意が必要
  - ・琵琶湖と陸域の推移帯沿いには希少な動植物が生息・生育している場合があるため、そうした生息・生育区域の保全が必要

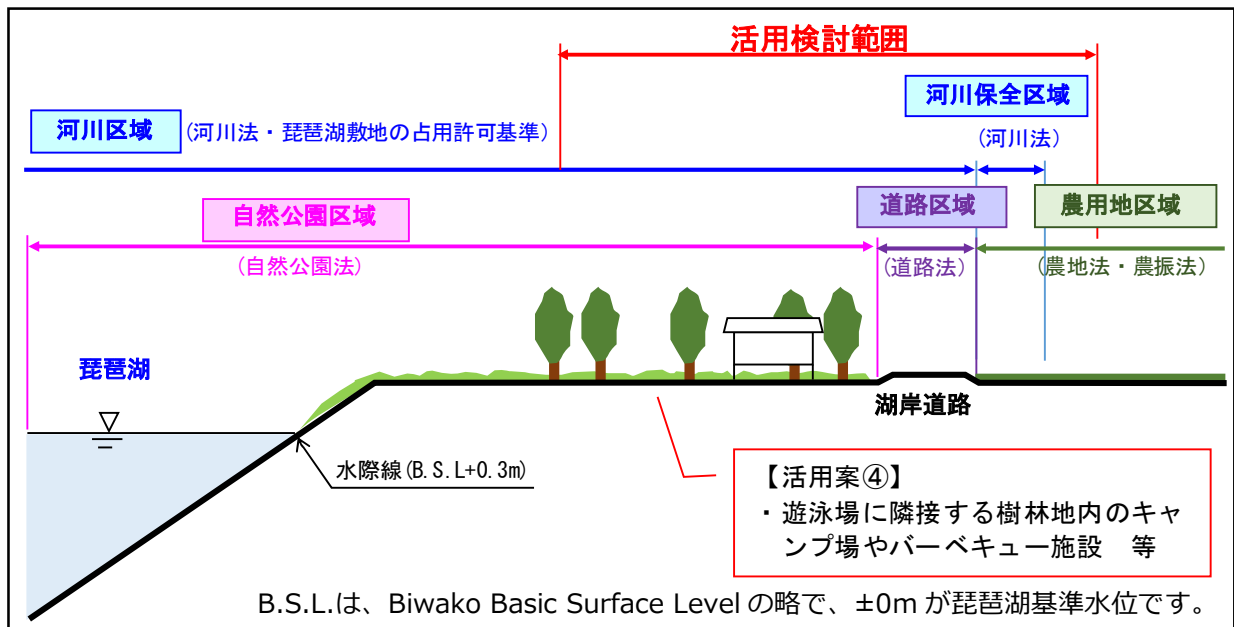
※1 河川管理者である県が対象となる範囲を都市・地域再生等利用区域に指定する必要あり

※2 Park-PFIを適用する場合には、特定公園施設の整備を一体的に行う必要あり

※3 Park-PFIを適用した場合は20年以内。ただし、河川法の占用許可（10年）の更新が必要

【導入イメージ④】市街化調整区域内（前浜：自然公園(園地)、背後地：農地）の場合

《事業者アンケートで意見があった導入施設案》キャンプ場、バーベキュー施設 等  
背後地に農地が広がる市街化調整区域内の自然公園区域では、豊かな自然環境を活かしたキャンプ場やキャンプ場に併設するバーベキュー施設の整備等が考えられます。



○考えられる手続きの一例

《法制度》	河川法	： 占用許可の特例（オープン化）※ <sup>1</sup> 工作物の新築等の許可
	自然公園法	： 行為の許可 or 公園事業※ <sup>2</sup>
《許可を行う者》	河川区域	： 河川管理者（県）
	自然公園区域	： 公園管理者（県）（行為許可）
	自然公園区域	： 公園管理者（国）（公園計画の変更） 公園管理者（県）（公園事業の決定・認可）



《許可を受ける者》 民間事業者等

《許可の期間》 10 年以内

《その他》

- ・ 湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意が必要
- ・ 琵琶湖と陸域の推移帯沿いには希少な動植物が生息・生育している場合があるため、そうした生息・生育区域の保全が必要

※<sup>1</sup> 河川管理者である県が対象となる範囲を都市・地域再生等利用区域に指定する必要あり

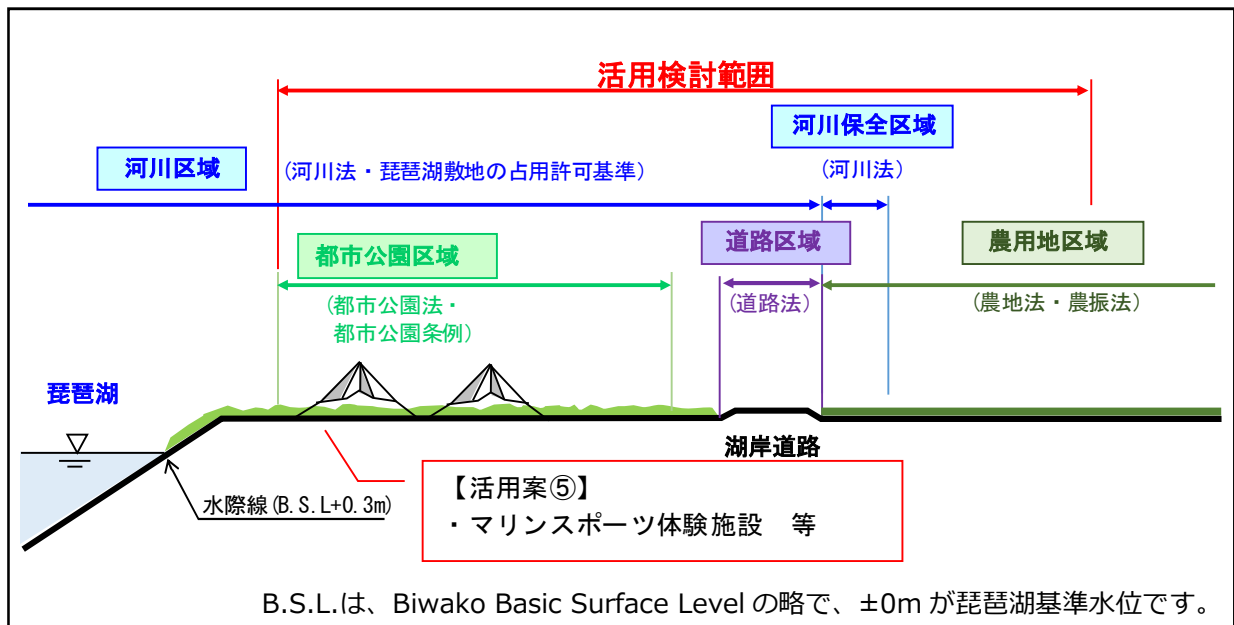
※<sup>2</sup> 公園事業の場合、行為許可は不要だが、公園計画の変更と公園事業の決定・認定手続きが必要



## 【導入イメージ⑤】市街化調整区域内（水際）の場合

《事業者アンケートで意見があった導入施設案》マリンスポーツ施設 等

浜があり水際に寄り付くことができるような場所においては、琵琶湖でカヤックや SUP といったマリンスポーツ体験を提供する施設の整備等が考えられます。



○考えられる手続きの一例

《法制度》 河川法 : 占用許可の特例（オープン化）※<sup>1</sup>  
 工作物の新築等の許可

都市公園法 : 設置許可 or Park-PFI※<sup>2</sup>

《許可を行う者》 河川区域 : 河川管理者（県）  
 都市公園区域 : 公園管理者（県・市）

《許可を受ける者》 民間事業者等

《許可の期間》 20年以内※<sup>3</sup>

《その他》

- ・湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意が必要
- ・琵琶湖と陸域の推移帯沿いには希少な動植物が生息・生育している場合があるため、そうした生息・生育区域の保全が必要



※<sup>1</sup> 河川管理者である県が対象となる範囲を都市・地域再生等利用区域に指定する必要あり

※<sup>2</sup> Park-PFI を適用する場合には、特定公園施設の整備を一体的に行う必要あり

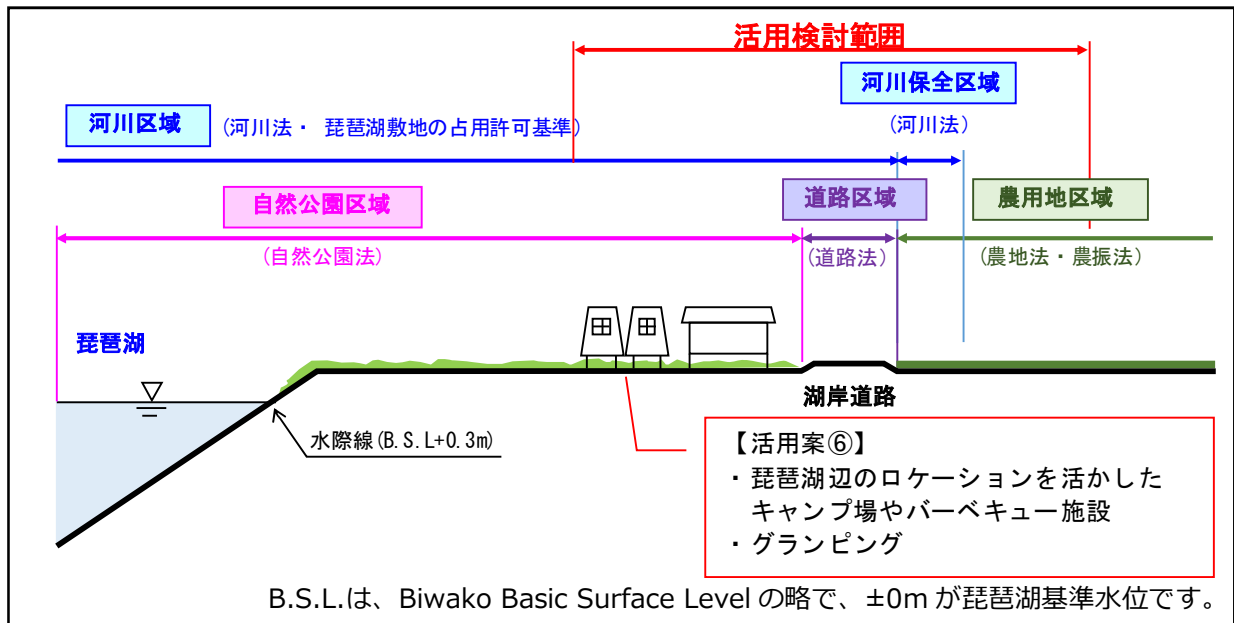
※<sup>3</sup> Park-PFI を適用した場合は 20 年以内。ただし、河川法の占用許可（10 年）の更新が必要

## 【導入イメージ⑥】非線引き区域内（前浜：自然公園(園地)、背後地：農地）の場合


《事業者アンケートで意見があった導入施設案》

キャンプ場、バーベキュー施設、グランピング 等

背後地に農地が広がる非線引き区域内の自然公園区域では、豊かな自然環境を活かしたキャンプ場やキャンプ場に併設するバーベキュー施設、快適さを兼ね備えた新しい体験型旅行として近年人気を博しているグランピング（テント設営や食事の準備を行わず、ホテル並みの設備やサービスを利用しながら、自然の中で快適に過ごすキャンプ）の整備等が考えられます。



○考えられる手続きの一例

《法制度》	河川法	： 占用許可の特例（オープン化）※ <sup>1</sup> 工作物の新築等の許可	事業イメージ 
	自然公園法	： 行為の許可 or 公園事業※ <sup>2</sup>	
《許可を行う者》	河川区域	： 河川管理者（県）	
	自然公園区域	： 公園管理者（県）（行為許可）	
	自然公園区域	： 公園管理者（国）（公園計画の変更） 公園管理者（県）（公園事業の決定・認可）	

《許可を受ける者》 民間事業者等

《許可の期間》 10 年以内

《その他》

- ・湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意が必要
- ・琵琶湖と陸域の推移帯沿いには希少な動植物が生息・生育している場合があるため、そうした生息・生育区域の保全が必要

※<sup>1</sup> 河川管理者である県が対象となる範囲を都市・地域再生等利用区域に指定する必要あり※<sup>2</sup> 公園事業の場合、行為許可は不要だが、公園計画の変更と公園事業の決定・認定手続きが必要

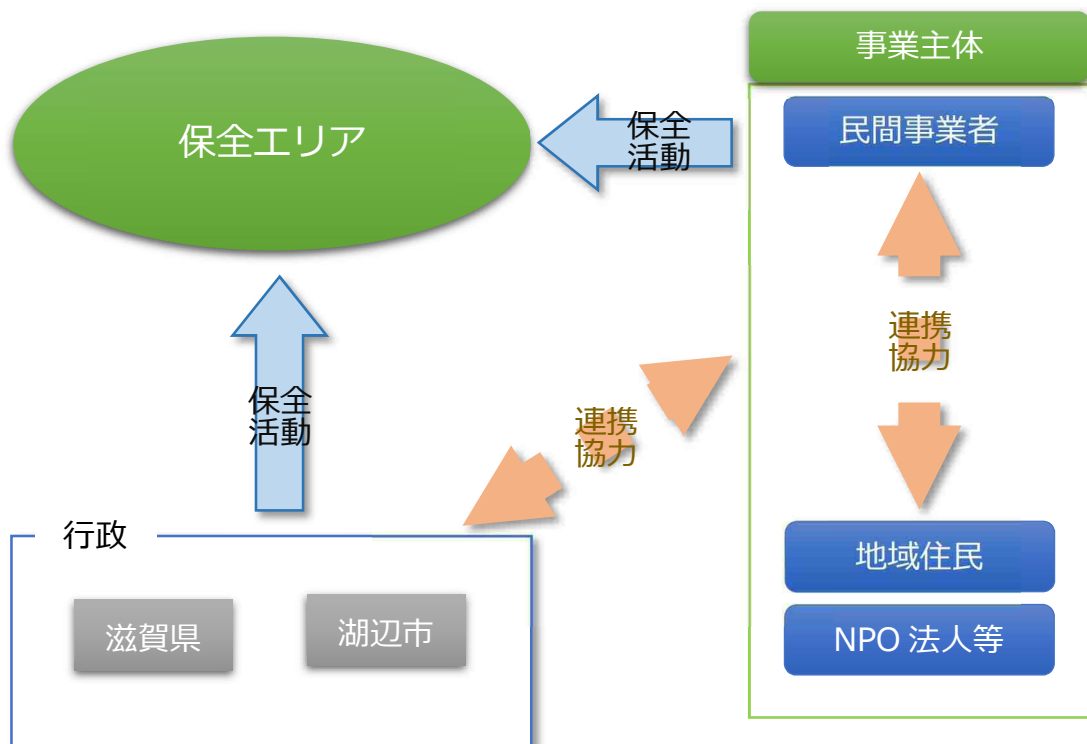
## 4 将来像の実現に向けて

### 4.1 湖辺域におけるマネジメント

#### 1) 保全エリア

琵琶湖辺には、琵琶湖の代表的な風景の一つであり、魚類や鳥類を始めとする生物の生息地でもあるヨシ群落が点在しています。このヨシ群落では、毎年、地域住民、NPO 法人、民間事業者等がボランティアでヨシ刈りやヨシ苗植え等の保全活動を行っています。

保全エリアは、湖辺域の貴重な自然環境、歴史、文化的景観を守る役割を担う場所となりますので、今後もこうしたボランティア活動を通して、保全活動の推進を図ることが望ましく、引き続き、県や各湖辺市がこうした取組に対して支援し、活動の推進を図ります。



主体		役割・関わり方
行政	滋賀県・湖辺市	・民間事業者および市民と連携した取組の実施 ・情報提供および支援、助言
民間事業者	企業・商工会議所等	・CSR 等の取組による保全活動の実施
市民	地域住民、自治会 小学校、NPO 法人等	・保全活動や環境学習の実施、参加

※上記はマネジメント体制の一例です。様々なマネジメント体制が考えられます。

湖辺市とは、琵琶湖辺域に位置する各市を意味します。

※CSR とは、「Corporate Social Responsibility」の略であり、事業者の社会的責任を意味します。事業者の社会的責任とは、法令等の遵守だけではなく、人権、労働等の社会的分野や環境保全に対する配慮等をも含めて、事業者がその事業活動の全体を通じて、自主的に社会に対して果たすべき責務をいうものです。

なお、これまでも滋賀県では保全エリアだけでなく、利用・活用工リアにおいて、以下に示す活動事例など、保全に関する様々な取組が行われています。魅力ある資源を損ねることなく、湖辺域における利活用の促進を目指すうえで、これら取組と連携を図ることも重要と思われます。

### (1) 地域住民や各種団体による保全活動事例

#### ①びわ湖の日・びわ湖を美しくする運動

毎年7月1日の「びわ湖の日」およびその前後には、県内全域の湖岸・河川・道路などで清掃活動が行われています。清掃活動には毎年10万人以上の方が参加し、琵琶湖の環境を守る取組を行っています。また、びわ湖の日の関連活動として、県や湖辺各市では様々な取組を行っており、清掃活動以外にオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物の駆除・琵琶湖の固有種であるニゴロブナの放流・自然観察会など活動は多岐にわたっています。



写真 びわ湖を美しくする運動の様子

#### ②ヨシ刈り・苗植え

琵琶湖には、ヨシが自生しており、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景の創出、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全等の多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。

ヨシは、冬場に刈り取ることにより、春先の新芽の成長が促されるため、琵琶湖の豊かな環境を保全する上でヨシ刈りは欠かすことができないものですが、琵琶湖の各所に点在して生息しており、行政のみでの保全活動は困難な状況にあります。そのため、湖辺域の各所で地域住民や県内の各団体のボランティアによるヨシ刈りや苗植えが行われています。



写真 ヨシ刈り活動の状況



### ③海津大崎の桜の保全活動

海津大崎の桜は「日本のさくら名所 100 選」に選ばれており、樹齢 80 年から若木まで約 800 本のソメイヨシノが湖岸 4 km にわたって続いています。桜の名所を守るために地元の方々が中心となって桜の保全活動を行っています。



写真 桜の保全活動の状況

### ④重要文化的景観等の保護

琵琶湖周辺には、生活の中で古くから守り継がれてきた生活様式・集落の町なみ・地域信仰・伝統的な漁など様々な有形・無形の文化的景観が残されています。

平成 27 年には、滋賀県と大津市・彦根市・近江八幡市・高島市・東近江市・米原市が申請した「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定されました。翌年には長浜市も追加認定されています。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

古くから守り継がれてきた琵琶湖と人の関わりが、「水と暮らしの文化」「水と祈りの文化」「水と食の文化」の 3 つのテーマから構成されています。



写真 県内の重要文化的景観（八幡水郷・知内の水辺景観）

### ⑤自然公園施設での清掃・修繕活動

湖辺域に点在する自然公園施設は、木造の施設が多いため、腐食等により施設の老朽化が進行している状況にあります。また、自然公園施設は、原則として市町を通じて地元区等に維持管理を行っていただいております。高齢化の進行等その維持管理は大きな課題となっています。

滋賀県では自然公園施設の機能維持を図るため、自然公園施設の修繕や園地の除草作業などを行うボランティア活動団体「ネイチャーサポート滋賀」と協働による維持管理を行っています。この活動では、ボランティア活動団体「ネイチャーサポート滋賀」の会員の豊富な経験、知恵と力を生かした老朽施設の再生、歩道の草刈、園内の清掃等が行われています。

## (2) 民間事業者との連携による保全活動事例

### ①ヨシ刈り・苗植え・ヨシの活用

滋賀県内に事業所を置く複数の民間事業者が、CSR※活動の一環として、社員や関係者によるヨシ刈りや苗植えを行っています。また、幅広く地域に環境意識を広めるために、ヨシを通して、学校、職場、自治会等で環境学習会を開催する民間事業者もあります。

さらに、琵琶湖のヨシ群落育成事業やヨシに関する啓発事業に対する支援として、寄付をしていただく民間事業者もあります。

その他に、琵琶湖・淀川水系のヨシを使用した環境に配慮した紙製品を販売し、売り上げの一部をヨシ群落の保全活動に活用している民間事業者もあります。

### ②環境体験学習プログラムの提供

CSR 活動の一環として、湖辺域において、カヌー、いかだづくりといったスポーツ体験学習や湖辺域の生物や水環境しらべ、ヨシ紙を使った笛づくりといった水環境体験学習を子どもたちに提供することで、学ぶ意欲を高め、たくましい体をつくり、自然と共生する確かな環境観を身に付けてもらう活動を行う民間事業者があります。

### ③緑の保全活動

地球温暖化対策、生物多様性の豊かな森、美しい景観、森林環境を保全することを目的に、地域の自然環境やニーズに合わせた植樹を行い、下刈りや間伐といった樹木の保育活動を行い、健全な森（森林、河畔林、公園）をつくる活動を行う民間事業者があります。この活動では、地域住民や NPO、行政と連携し、気軽に参加して自然体験や地域交流ができる森づくりを行っています。

## (3) 学校教育による保全活動事例

### ①「うみのこ」(滋賀県立びわ湖フローティングスクール事業)

滋賀県では、学校教育の一環として、県内小学 5 年生を対象に、琵琶湖にて学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開し、環境保全に主体的に関わる力、規律ある生活の実践力を培い、人と豊かに関わる力を育む取組を進めています。

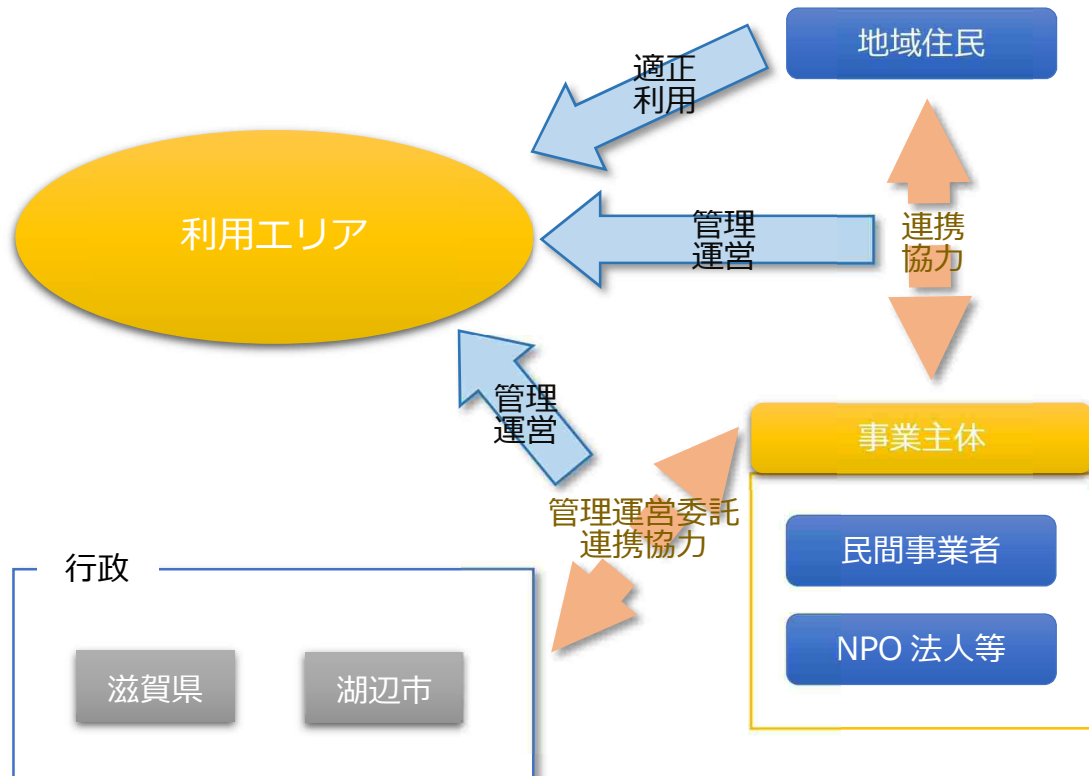


写真 うみのこ

## 2) 利用エリア

琵琶湖辺には、遊泳場、キャンプ場、バーベキュー場、広大な芝生広場等、湖岸沿いの環境を活かした様々なレクリエーション施設が存在しています。

利用エリアは、誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進する役割を担う場所となりますので、こうしたレクリエーション施設の更なる活用が求められます。ただし、こうした施設は予算や体制の制約もあり、適切な管理ができておらず、適切な利用が図られていない場所が散見されます。そのような場所においては、指定管理者制度や民間活力導入が可能な制度等の活用や、行政と地域住民や活動団体との連携、協働についても検討し、適正な利用促進を図ります。



主体		役割・関わり方
行政	滋賀県・湖辺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営および管理運営委託</li> <li>適正利用のためのルールの啓発</li> </ul>
民間事業者	企業・NPO 法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度等による管理運営</li> <li>行政と連携した適正利用のためのルールの啓発</li> </ul>
市民	地域住民、利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働による管理運営</li> <li>適正利用によるサービス享受</li> </ul>

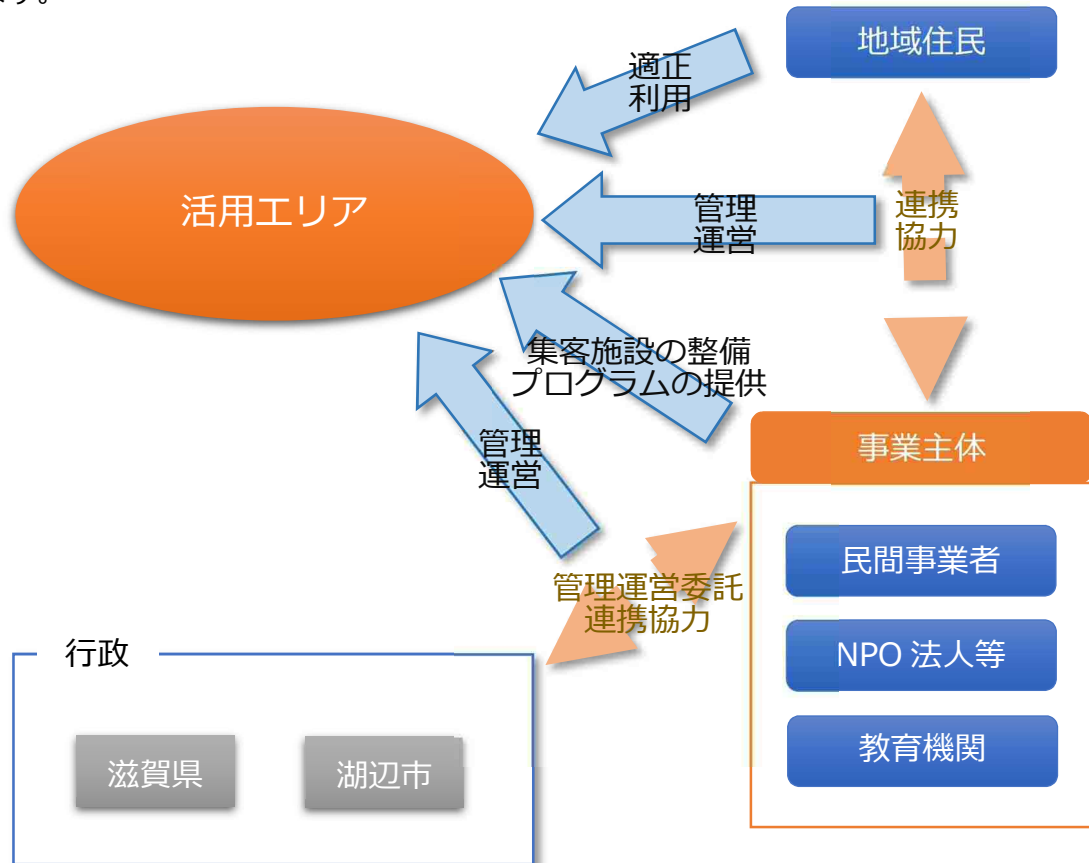
※上記はマネジメント体制の一例です。様々なマネジメント体制が考えられます。

湖辺市とは、琵琶湖辺域に位置する各市を意味します。

### 3) 活用エリア

琵琶湖辺には、既に市街地が隣接し、賑わいが創出されている箇所や、今後市街化が計画され賑わいの創出が期待される箇所が存在しています。

活用エリアは、様々な主体との連携により、湖辺域での賑わいを創出する役割を担う場所となりますので、様々な官民連携に関する事業スキームを検討し、民間活力の導入による更なる賑わい創出を図ります。また、大学を始めとする教育機関等との連携も進め、湖辺域の活性化を図ります。



主体		役割・関わり方
行政	滋賀県・湖辺市	・管理運営および管理運営委託
民間事業者等	企業・NPO 法人等	・賑わい創出に資する施設整備および管理運営
	大学などの教育機関	・賑わい創出に資するプログラムの提供
市民	地域住民、利用者	・協働による管理運営 ・適正利用によるサービス享受

※上記はマネジメント体制の一例です。様々なマネジメント体制が考えられます。

湖辺市とは、琵琶湖辺域に位置する各市を意味します。



## 4.2 公園における整備・維持管理方針

### 1) 都市公園区域

#### ○整備方針

湖辺域に都市公園として開設している湖岸緑地は、琵琶湖総合開発にあわせて着実に整備面積を伸ばしてきましたが、公園施設の老朽化が進行し、魅力ある公園整備や集客力の向上が課題となっています。

そこで、「Park-PFI」や「設置管理許可制度」を始めとする民間活力導入制度を活用し、民間の資金やノウハウも活用して、利用者の多様なニーズに対応した魅力的な公園整備や維持管理を検討していくこととします。

#### ○維持管理方針

湖岸緑地では、ほぼ全域を民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）を図ることを目的に「指定管理者制度」を導入しています。

今後も指定管理者による維持管理を継続していきますが、「Park-PFI」や「設置管理許可制度」等の各種制度を活用して施設を設置する地区においては、これらの事業者が管理を行う等、効果的な制度活用に資する維持管理を図ることを検討します。その際には、県や市、事業者・活動団体・地域住民など関係者との協働についても配慮することとします。

一方で、厳しい財政の中、都市公園の維持管理予算も減少傾向にあり、今後は更なる減少も予想されます。長寿命化計画に基づき計画的な維持管理を行うとともに、指定管理者との役割分担も行いながら維持修繕・更新を進めていきます。

## 2) 自然公園区域

### ○整備方針

自然公園は、優れた美しい自然の風景地および生物多様性を保護していくとともに、その中で自然とふれあい、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園です。

自然公園として指定されている優れた自然の風景地は、その環境に即して生きている様々な野生生物や、その土地の風土等が相まって作られた、かけがえのないものです。このような自然の風景地を保護するための保護計画や、自然を楽しんでもらうための利用計画を定めて、自然公園を管理しています。

自然公園においては、「公園事業」として民間事業者等による公園利用を促進することで民間事業者の活力の導入を進めるとともに、「行為許可」により整備される民間施設については、自然公園法の趣旨に則り、風致景観の維持や生物多様性の確保に配慮するよう努めます。

### ○維持管理方針

自然公園施設の維持管理は、都市公園とは主体や内容が異なるとともに、自然公園の維持管理予算も十分ではないため、市町や実際に維持管理を行っていただいている地元区等から維持管理の充実を望まれています。

このような限られた予算のなかではありますが、適宜、現状調査を行い、施設の老朽化や機能低下の度合いを把握しながら、市町と連絡調整しながら、緊急度の高いものから改修、機能回復等を行っているところです。

今後も、利用者の安全確保や利用向上を果たすため、NPO・ボランティア団体等との協働による維持管理を推進するとともに、市町と連携しながら自然公園施設の効果的な機能維持に努めます。

### 4.3 検討体制

湖辺域の保全・利用・活用に対する思いや考えが様々ある中、県内市町を含む関係者間で、保全に十分留意した利用・活用のあり方について議論し、共通認識の形成を図っていきます。このため、湖辺域における保全・利用・活用について、その基本的な考え方や、各自治体が有している各種計画と方向性等を共有するとともに、実現性の有無、並びに県と当該市が事業実現に向けて連携を図る場合の具体施策の課題、推進方針などを検討するための体制を整え、この体制での議論を通じて湖辺域の将来像の実現を図っていきます。

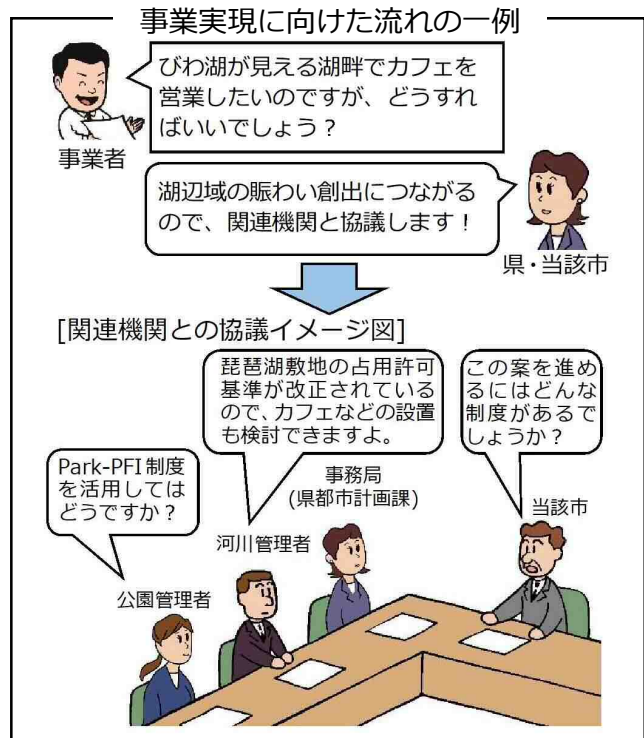
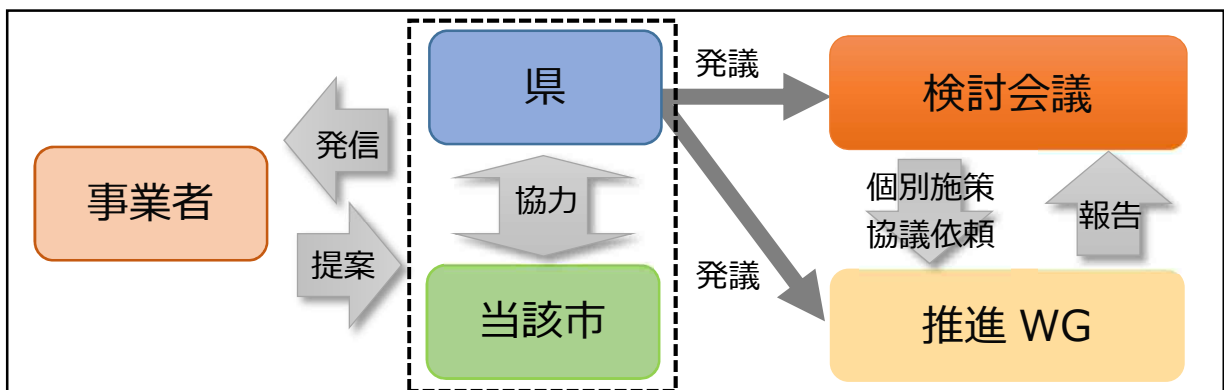


表 検討体制

組織	概要	構成メンバー
検討会議 (定期開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ビジョンを踏まえた保全・利用・活用のあり方の共通認識の構築および具体的な取組事例の共有</li> <li>具体施策に関する推進 WG からの報告の共有</li> <li>各自治体の各種施策等の本ビジョンへの位置付けの検討 (必要に応じて本ビジョンの見直しの検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内 19 市町</li> <li>独立行政法人 水資源機構</li> <li>国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所</li> <li>庁内関係各課 (琵琶湖保全再生課、自然環境保全課、農政課、水産課、流域政策局等)</li> <li>事務局 (県都市計画課)</li> </ul>
推進 WG (随時開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実現性の有無の検討</li> <li>具体施策の推進に関する課題および推進方針の検討</li> <li>具体施策の推進組織 (例: 琵琶湖敷地の占用許可基準に基づく都市・地域再生等利用区域の指定や都市公園法に基づく Park-PFI 制度の活用などに関する組織) の構築に関する調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該市</li> <li>関係機関</li> <li>事務局 (県都市計画課)</li> </ul>



## 4.4 本ビジョンの見直し

本ビジョンは、20年後の琵琶湖辺の将来像を展望するものとして位置付けています。しかし、各自治体やエリアの方針は、時代のニーズ等に応じて変化していくものですので、本ビジョンも社会情勢の変化に対応した見直しを図っていく必要があります。



## 参考資料編

# 1 エリア区分設定の考え方

## 1.1 エリア区分の考え方

### 1) 対象区域の設定

ここでは、“湖辺域”における方針を検討するものであることから、“水際線から概ね 200m”を対象とします。

### 2) エリアの基本的な考え方

エリア区分は、湖辺域を「保全」「利用」「活用」のエリアに分けて設定します。その基本的考え方について、以下に整理します。

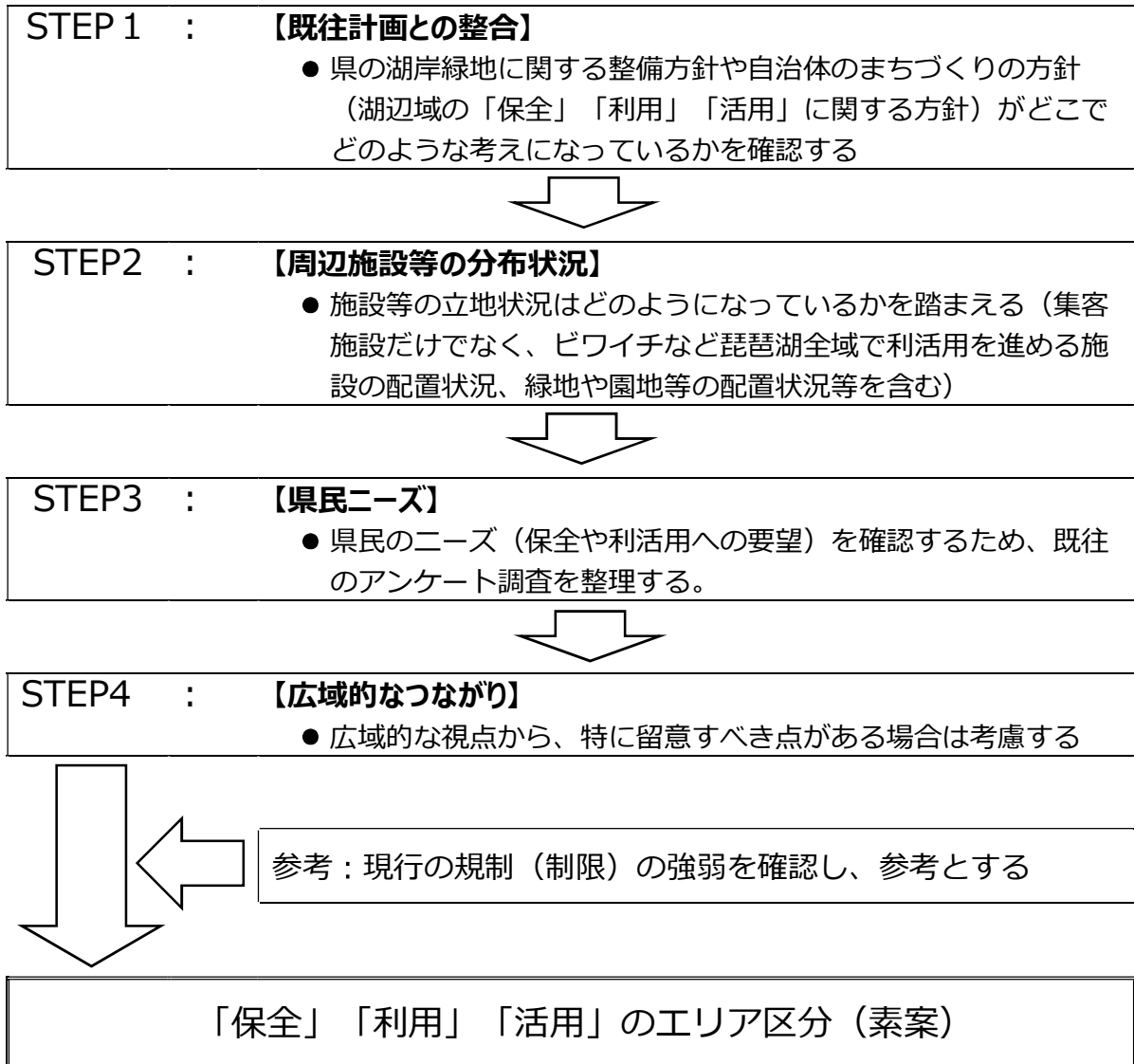
表 エリア区分の基本的考え方

	① 保全	② 利用	③ 活用
期待する役割	湖辺域の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守る  自然環境や歴史・文化的景観の保全・再生	誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進する  水際の空間や風景を体感できる環境整備と維持管理	様々な主体との連携により、湖辺域での賑わいを創出する  民間活力等による集客施設等の整備
基本的な考え方	・ 原則、土地の改変を行わない	・ 湖岸の自然環境を活用した利用 ・ 休憩所（四阿、トイレ）等、土地の改変を最小限にとどめた整備	・ 土地改変を伴った、賑わい創出の拠点（集客施設等）整備
活動等のイメージ	環境維持・保全・再生 （条例等による規制・誘導等）	散策・休憩、サイクリング、遊泳 等 （ウォーキング・サイクリングルート、水泳場、バーベキュー場、公園・広場 等）	飲食、宿泊 等 （カフェ、レストラン、グランピング場、ホテル、道の駅等） ※「利用」的な活用もある

## 1.2 エリア区分の検討

エリア区分は、以下の考え方で設定します。

### 1) エリア区分の設定の流れ



## 2) エリア区分設定の考え方(設定根拠)

前述の流れを踏まえ、以下の考え方（設定根拠）でエリアの区分を設定します。

	① 保全	② 利用	③ 活用
--	------	------	------

### STEP 1

既往計画との整合	既往計画(都市計画マスタープラン等)で「保全」の意向がある	既往計画(都市計画マスタープラン等)で「利用」の意向がある	既往計画(都市計画マスタープラン等)で「活用」の意向がある
----------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

### STEP 2

周辺施設等の分布状況	保全すべき自然環境が分布	園地(自然公園)、湖岸緑地(都市公園)が分布	湖岸緑地(都市公園)が分布道の駅等の施設が集積 ※ビワイチなど琵琶湖全域で利活用を進める施設を含む
------------	--------------	------------------------	--

### STEP 3

県民ニーズ	保全に関する意向の確認	—	活用に関する意向の確認
-------	-------------	---	-------------

### STEP 4

広域的なつながり	湖辺域の広域的なつながりを踏まえたエリア設定	—	—
----------	------------------------	---	---

### (参考)

規制(制限)の強さ	利活用に向けた規制(制限)が強い ※規制強度 8 以上または国有林・保安林	利活用に向けた規制(制限)が若干強い ※規制強度 4 以上～8 未満または農用地区域	利活用に向けた規制(制限)が弱い ※規制強度 4 未満
-----------	--	---	--------------------------------



### 3) 既往計画との整合

#### (1) 湖辺市の既往計画

湖辺市の各種既往計画における湖辺域のまちづくりの方向性等について類型整理を行いました。

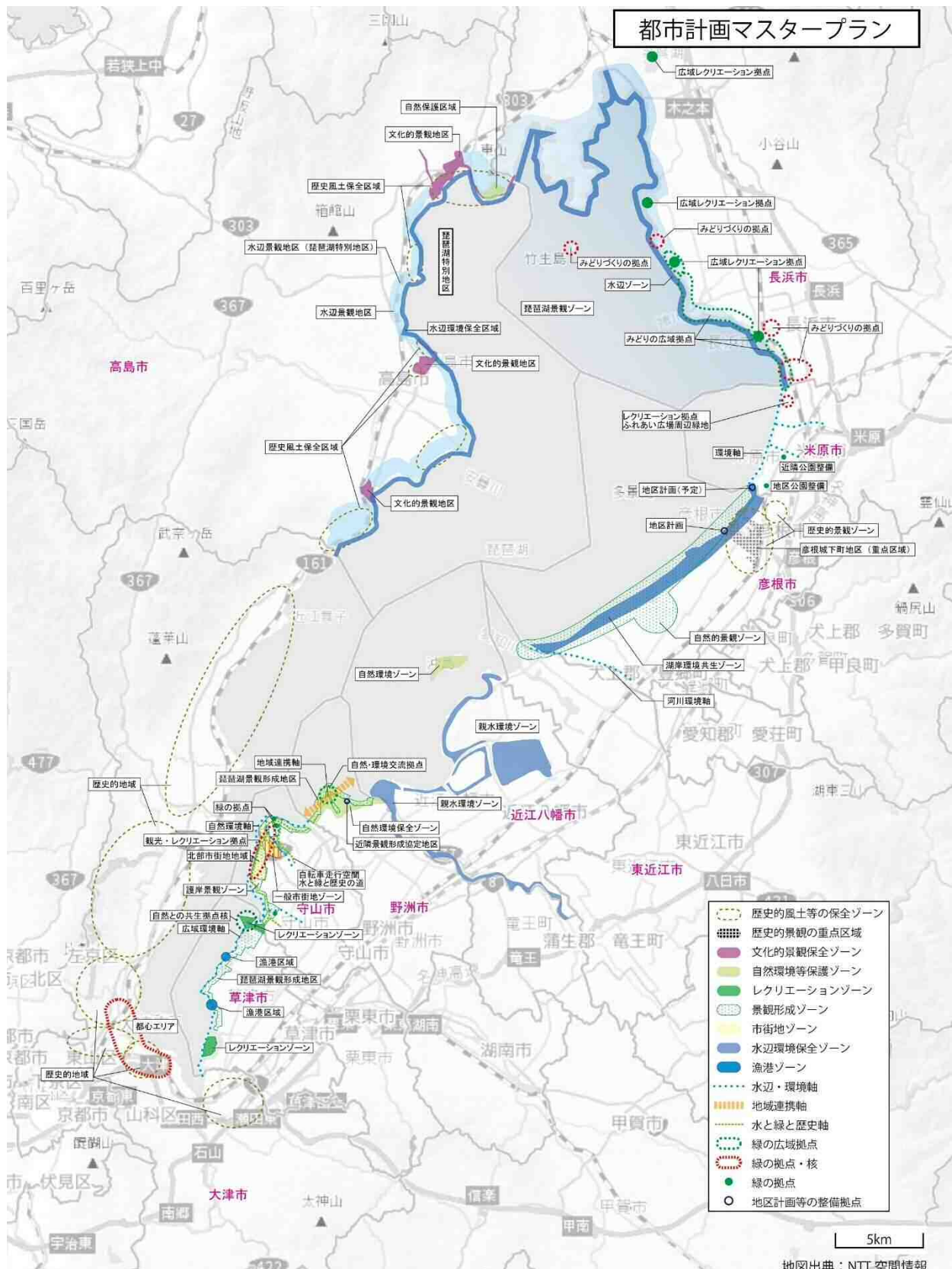


図 湖辺市の既往計画におけるまちづくりの考え方（都市計画マスタープラン）



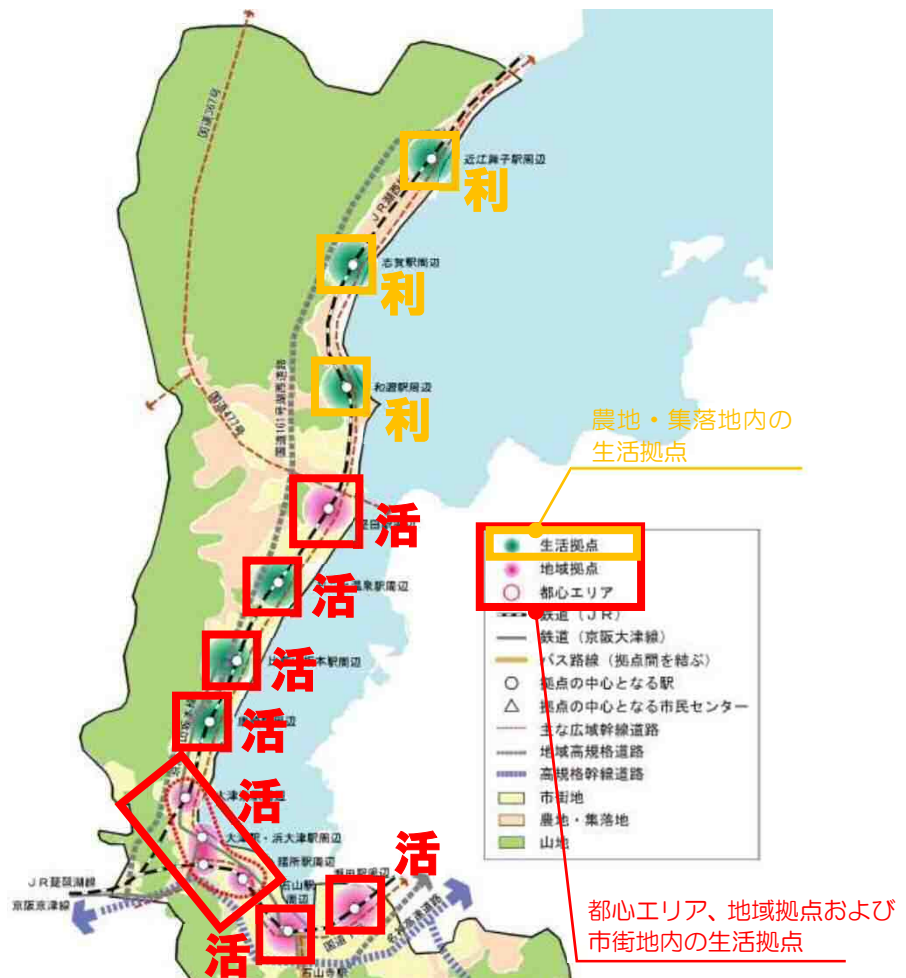
(2) 個別計画の概要

「保全」「利用」「活用」に関連する個別の既往計画（主要なものを抜粋）における方針について、以下に整理します。エリア区分の設定はこの方針を踏まえるものとします。

a) 大津市

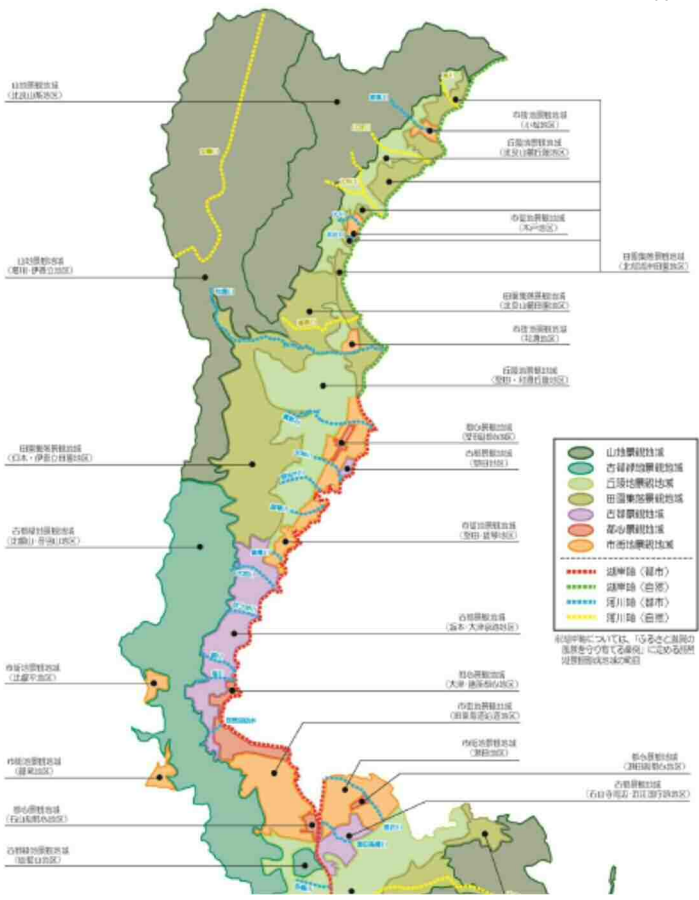
i) 都市計画マスタープラン

計画名	大津市都市計画マスタープラン
計画年次	平成 29(2017)年 4月～2031年 3月
分野別 まちづくり方針	<p>&lt;都心エリア&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大津駅から琵琶湖岸のなぎさ公園への動線づくりを進め、魅力的な都市空間の形成と市民をはじめ多様な主体による活性化への取組により、<b>恒常的なまちの賑わいを創出</b></li> </ul> <p>&lt;北部地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●比良山系の山並み、琵琶湖および湖岸部等の豊かな自然の<b>保全・活用</b>（P49）</li> </ul> <p>&lt;西北部地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●比良と比叡の連なる山並み、伊香立や仰木の棚田など<b>里山の田園、琵琶湖の豊かな自然や景観の保全・活用</b>（P55）</li> </ul> <p>&lt;中北部地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●おごと温泉駅、比叡山坂本駅、唐崎駅周辺の<b>拠点機能の充実や各学区を結ぶ交通ネットワークを再構築</b>するとともに、<b>都市基盤施設の整備</b>を推進（P60）</li> </ul> <p>&lt;中南部地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●音羽山系の山並み、琵琶湖、瀬田川の清流など豊かな自然について、<b>地域住民等とその保全・活用</b>に努める（P74）</li> </ul>





ii) 景観計画

<p>計画名</p>	<p>大津市景観計画</p>
<p>策定年次</p>	<p>平成 18(2006)年 2月策定、平成 30(2018)年 5月改正</p>
<p>景観地域</p>	<p><b>■市街地景観地域</b></p> <p>&lt;堅田・雄琴地区（図 24）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖湖岸に沿った古くから形成されている地域においては、社寺などの歴史文化資産を保全活用しつつ、歴史的まちなみ景観を創出する</li> <li>●堅田内湖周辺地域においては、公園整備や道路整備に併せて親水性や周辺地域の歴史性を生かしたまちなみ景観を創出する</li> <li>●琵琶湖岸と道路との距離が少ない箇所では、建築物の配置などにおいて湖岸が見えるよう工夫するなど、<b>水辺を意識できる沿道景観を創出</b>する</li> <li>●琵琶湖大橋周辺においては、琵琶湖や琵琶湖大橋を望む景観に配慮し、親水性を感じられる特徴ある商業地景観を創出する</li> <li>●浮御堂から望む、背後の比叡の山並みと全面に広がる琵琶湖が織り成す自然景観を阻害しないよう、さらにはより良好な景観を形成するよう配慮する（P27）</li> </ul> 
<p>湖岸軸</p>	<p>&lt;市街地水辺景観区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖岸における公園・緑地の整備に併せて、<b>琵琶湖を見晴らす眺望点としての水辺空間の修景</b>に取り組むとともに、地域住民の主体的な取組により水環境の改善を推進し、<b>美しい水辺景観を形成</b>する</li> <li>●民間利用が進む湖岸部においては、うるおいのある水際線を形成するよう建築物などの建築などに当たっては湖岸からできるだけ後退し、緑地帯を設けるとともに親水性を持った汀線が連続する公共的空間を確保する</li> <li>●湖岸及び湖岸道路沿いの建築物などについては落ち着きやまとまりをもたせるよう、その形態、色彩などに配慮するとともに建築物などの敷地内における緑化を図る</li> <li>●雄琴港については雄琴温泉の玄関口であるとともに、それ自身が琵琶湖を望む重要な観光資源のひとつであることから、港湾の修景整備とともに周辺部の民有地における緑化を推進するなどにより特徴ある水辺景観を創出する</li> </ul>



- 堅田、下阪本、瀬田唐橋周辺などの歴史的まちなみを形成している地域においては、歴史性と水辺を生かしたうるおいと落ち着きのあるまちなみ景観を形成する
- 湖岸における商業施設などの立地においてはなぎさ公園、湖岸緑地などの親水空間を生かし、にぎわいのあるまちなみ景観を形成する
- 瀬田唐橋周辺を含む瀬田川沿岸の商業地域においては、地域の歴史性と瀬田川の水辺を生かした潤いと落ち着きのあるまちなみ景観を形成する
- 瀬田地域の湖岸においては、琵琶湖を舞台として受け継がれてきたボート競技等が創り出す、にぎわいのある水辺景観を保全・創出する（P32）
- 特に、ヨシ原、河畔林などの自然の景観資源が集中的に分布している地域においてはその景観の維持・保全に努める（P33）

#### <集落水辺景観区>

- 北小松、北比良、南比良、和邇北浜、和邇中浜の集落の前面に当たる湖岸部においては、琵琶湖とともに営まれてきた生活文化を伝承する歴史性と水辺を生かしたうるおいと落ち着きのあるまちなみ景観を形成する。
- 北小松漁港においては、集落の歴史性に配慮した修景整備を進めるとともに、港周辺の民家においても、敷地内の修景緑化などに努める。（P33）

#### <砂浜樹林景観区>

- 白砂青松の浜の自然景観を保全する。
- 水泳場などのレクリエーション利用に供する地域において、砂浜に面する建築物などの建築を行う場合には、自然景観との調和に配慮するとともに、各地区ごとに全体として統一感のある景観形成に努める
- 近江舞子内湖においては、湿地性の自然景観を保全するとともに、周辺のレクリエーション利用に配慮しつつ湖畔の修景整備に努める（P33）

#### <山岳水辺景観区>

- 瀬田川に迫った緑濃い伽藍山の山林が水面と一体となって形作る自然美を感じさせる景観を将来にわたって保全する。特に、伽藍山の自然景観の維持・保全に努める
- 瀬田川沿岸の石山寺門前の商業地域においては、瀬田川の水辺、伽藍山の緑及び地域の歴史性と調和したうるおいと落ち着きのあるまちなみ景観を形成する
- 北小松において比良山系が湖岸に迫る特徴ある自然景観を保全する（P33）

#### <ヨシ原樹林景観区>

- ヨシ原が群生する小野の湖岸部及び近江舞子内湖において、その自然景観を保全する（P33）

#### <河畔林景観区>

- 滝川、比良川、大谷川、木戸川、野離子川の各河口部において、その自然景観を保全する（P33）

#### <水辺景観特別地区>

- 湖水面に最も近い部分には、山林、ヨシ原、白砂青松の浜辺、湖畔林などの琵琶湖の景観を特徴づけるものが集中的に分布しており、これらが織りなす良好な自然景観を維持し、保全する
- 市街地の進んだ地域においては、本来持っていた緑豊かな琵琶湖の景観を修復し、または、良好な景観を創出する（P33）

b) 野洲市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	野洲市都市計画マスタープラン〔野洲市の都市計画に関する基本的な方針〕	
計画年次	平成 19(2007)年 3月～2020 年	
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ピワコマイアミランド・マイアミ浜オートキャンプ場周辺や琵琶湖湖岸緑地・吉川緑地は自然・環境交流拠点と位置づけ、自然環境の保全に努めるとともに、拠点施設を中心として人々の交流、自然がふれあう場として整備、活用を推進（P29）</li> <li>●琵琶湖沿岸、野洲川・日野川・家棟川等の水辺空間は、人々に心の豊かさや潤いを与える水と緑の環境ネットワークとして結びつけ、水にふれ合い、感じることができる水辺空間の整備と三上山から琵琶湖まで散策やサイクリングを楽しむことができる道づくりを進める（P30）</li> </ul>	

ii) 景観計画

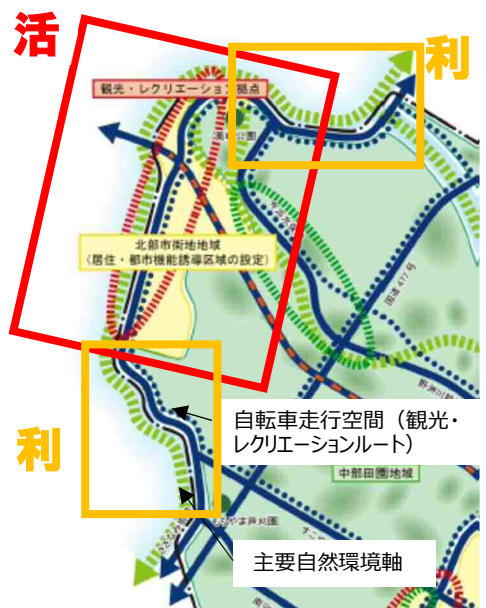
計画名	野洲市景観計画	
策定年次	平成 24(2012)年 10月	
景観形成の方向性	<p>■琵琶湖景観形成地区、琵琶湖景観形成特別地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖の沿岸は、湖水面とそれらを取り巻く松並木や集落などが一体的に形づく個性ある美しい景観を形成しており、これらを保全するとともに、新たに良好な景観を育てることにより、広がりとうるおいのある緑豊かな景観を形成する</li> <li>●琵琶湖の景観は、周辺の植物などの自然的条件、土地利用などの人文条件によって様々な景観を形成しているため、全体として一体的な景観形成を図りつつ、それぞれの地域の景観特性を踏まえた景観誘導を図る</li> <li>●カワヤナギ類の樹林を含むヨシ原によって形成される区域の「ヨシ原樹林景観」や、砂浜と一体となった松林等の樹林が連続する区域の「砂浜樹林景観」では、その景観の骨格をなしている自然物の保全または育成に努めるとともに、建築物等の形態および意匠を工夫し、自然素材の活用を図ること等により自然との調和を図る</li> <li>●琵琶湖から上流部にかけて河川沿いに育成する樹林等が連続する区域の「河畔樹林景観」では、その景観の骨格をなす樹林とそれによって形成される樹冠の連続性の確保に努めるとともに、自然景観ならびに生物の生息環境の保全を図る</li> <li>●琵琶湖の湖辺から農地が広がる区域の「田園湖岸景観」では、農地の保全を図るとともに、必要に応じ湖辺に樹木による緑のうるおいを与え、平面的な単純さを補う（P15）</li> </ul>	

iii) その他計画

計画名	第2次野洲市環境基本計画
計画年次	平成29(2017)年度～2026年度
ヨシ群落再生区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヨシ群落再生区域を指定</li> </ul> 

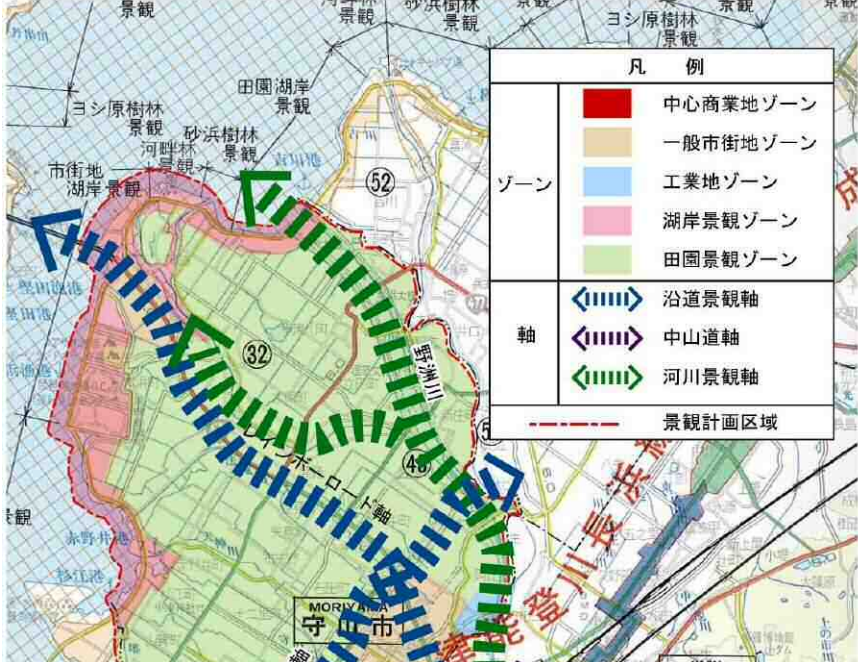
c) 守山市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	守山市都市計画基本方針（守山市都市計画マスタープラン）
計画年次	平成28(2016)年7月～2025年
将来都市構造	<p>&lt;観光・レクリエーション拠点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖大橋周辺は、湖岸の良好な景観の活用や湖岸とびわこ地球市民の森とのネットワークの強化などにより、民間活力を誘導する中で観光振興の促進を図り、魅力ある湖辺の環境づくりを推進</li> </ul> <p>&lt;緑の拠点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主要な公園・緑地である市民運動公園およびびわこ地球市民の森を市民の憩いや交流を創出する緑が集積する拠点として位置づけ、地区公園や近隣公園を緑の拠点として位置づける（P25）</li> </ul> <p>&lt;都市軸&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖湖岸緑地、野洲川、野洲川跡地および南部市街地から市民運動公園の区域を、自然とふれあうことのできる場を創出し、湖岸や市街地を結ぶ主要自然環境軸として位置づける</li> </ul> <p>&lt;居住および都市機能の誘導の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●居住誘導区域内を原則として、医療・福祉・商業などの都市機能を有する施設の配置状況や土地利用等を考慮して、生活サービスの充実を誘導するエリア（都市機能誘導区域）と誘導する施設を設定（P26）</li> </ul> 



ii) 景観計画

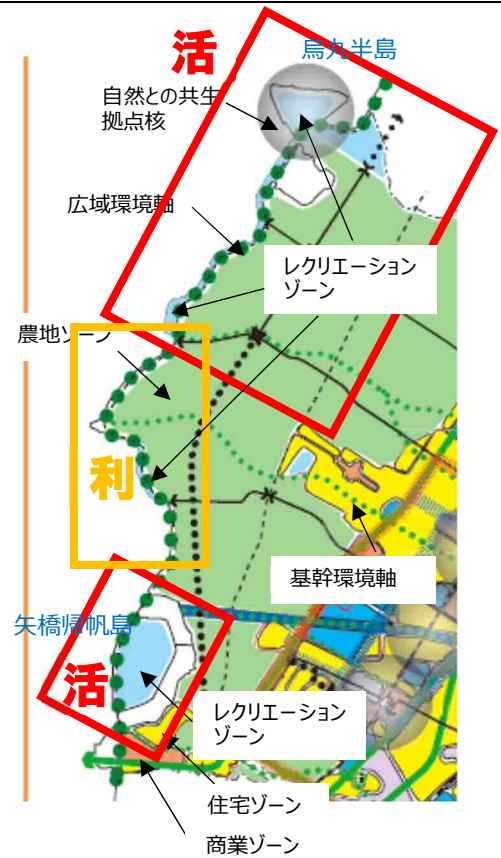
<p>計画名</p>	<p>守山市景観計画</p>												
<p>策定年次</p>	<p>平成 20(2008)年 3 月</p>												
<p>景観類型</p>	<p>&lt;湖岸景観ゾーン&gt;                  ●北部市街化区域の商業区域及び市街化調整区域のうち琵琶湖景観形成地域に該当する区域（都市マス：観光リゾート地）（P4）</p> 												
<p>良好な景観形成の基本方針</p>	<p>&lt;湖岸景観ゾーン&gt;                  ●琵琶湖岸における葦の再生や養浜等を推進するとともに、さざなみ街道沿いの緑化を推進                  ●建築物等の位置は、湖岸からできる限り後退し、敷地内及び接道部の緑化を図り、湖岸と一体となった公共的な空間の確保に努める                  ●建築物・工作物・屋外広告物・案内板等は、琵琶湖岸の風光明媚な風景に調和する形態・色彩・素材等とする                  ●また、田園景観ゾーンから比良・比叡の山並みへの眺望確保の観点から、高さや形態等に配慮する。更に、琵琶湖側から見ても、緑豊かで美しく調和のとれた景観形成を図る                  ●街路灯や道路標識、交通安全施設などは支柱を低彩度色にするなど、街並みにとけ込むよう配慮                  ●電線類の地中化など無電柱化を推進（P8）</p>												
<p>景観形成の方針</p>	<p>&lt;湖岸景観ゾーン&gt;                  ●湖岸景観ゾーンの景観形成方針は、県風景条例に基づく「琵琶湖景観形成地域」における景観形成基準に準じるものとする                  ●ただし、建築物及び工作物の色彩については、以下のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="459 1662 853 1825"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> <td>明度</td> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>3以上</td> </tr> </table> <p>○建築物等の色彩は以下のとおりとする。 ※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）等の塗装を施さない素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。                  ○アクセントカラーは、上表の彩度に6を加えた値を上限とする。</p> <p>●湖岸景観ゾーンの市街化調整区域内については建築物の高さを 13m以下とする                  ●公益上やむを得ない場合及び景観形成上支障がない場合は、景観影響調査を実施した上で、13mを超えることを認めるものとする                  ●緑化措置としては、大規模な施設で市街化調整区域内については、緑豊かな景観とするため、敷地面積の 20%以上を緑化することとする(P13)</p>	色相	彩度	明度	0.1R~10R	4以下	3以上	0.1YR~5Y	6以下	3以上	その他	2以下	3以上
色相	彩度	明度											
0.1R~10R	4以下	3以上											
0.1YR~5Y	6以下	3以上											
その他	2以下	3以上											



d) 草津市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	草津市都市計画マスタープラン
計画年次	平成 18(2006)年～2020 年
都市構造	<p>●環境軸は、琵琶湖や河川沿いの水辺空間等を利用しつつ、徒歩および自転車等による快適な移動空間となる緑道などで構成し、大規模な公園等を結びながら水と緑のネットワークを形成 (P27)</p> <p>&lt;自然との共生拠点核&gt;</p> <p>●烏丸半島は、レクリエーションの拠点として琵琶湖を資源として捉えた諸施設が立地。半島中心部の未利用地の利活用については、県全体によるリゾート開発の方向性と連携した施設を誘致し、市民が集える憩いの場としての展開を図る (P28)</p> <p>&lt;環境軸&gt;</p> <p>●琵琶湖湖岸を連続的に結ぶ広域環境軸と草津川、葉山川、北川、狼川、草津川廃川敷地、国道 1 号、京滋バイパス、(都) 大津湖南幹線および(都) 山手幹線などを利用した基幹環境軸により、水と緑のネットワークを形成する (P31)</p> <p>&lt;農地ゾーン&gt;</p> <p>●市街化調整区域の農地においては、農業生産機能だけでなく、保水、景観等の機能を有しており、保全に努める (P33)</p> <p>&lt;レクリエーションゾーン&gt;</p> <p>●烏丸半島の湖岸レクリエーションや矢橋帰帆島など、自然との調和を図る (P33)</p> <p>&lt;自然環境保全&gt;</p> <p>●矢橋帰帆島は、本市のレクリエーション拠点のひとつとして自然公園による開発の規制・誘導、適正な利用を促進する (P67)</p> <p>&lt;地域別構想&gt;</p> <p>●湖岸部のレクリエーション地区は、風致地区および琵琶湖景観形成地区を中心に、農地と湖辺部が調和した景観形成に努める (P95,105)</p>



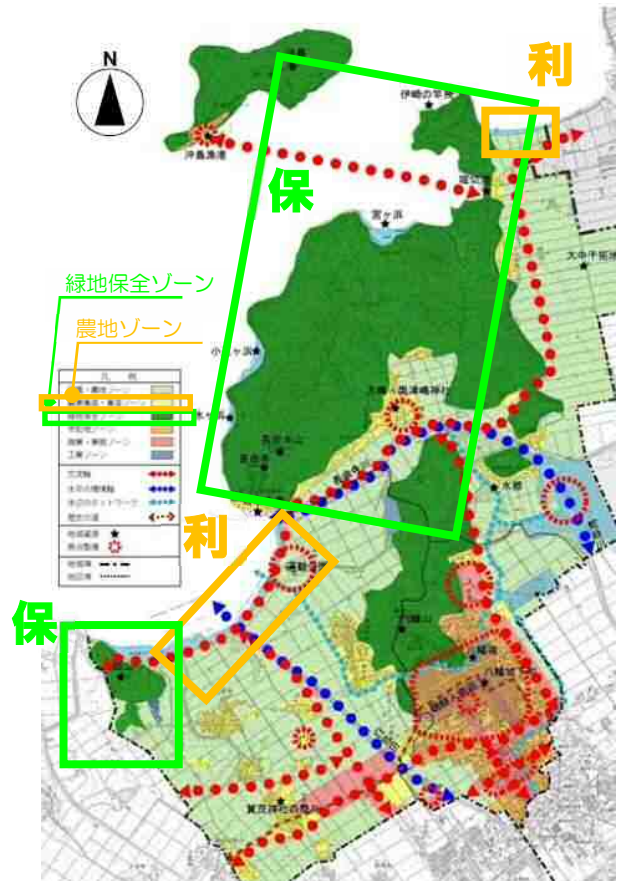
ii) 景観計画

<p>計画名</p>	<p>草津市景観計画</p>	
<p>策定年次</p>	<p>平成 24(2012)年 10 月</p>	
<p>ゾーン</p>	<p>&lt;琵琶湖岸ゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖岸と一体となった景観を形成しているゾーン</li> <li>●ヨシ原や砂浜などが形成する<b>琵琶湖岸の自然的景観の保全を図るとともに、湖周辺においては、緑化を進めるなど、うるおいある景観の創造を図る</b></li> <li>●湖岸から対岸の比良・比叡、東の湖南アルプスの山並みや空の眺望が楽しめる景観の保全を図る</li> <li>●建築物や工作物の携帯や色彩などに配慮し、琵琶湖岸の自然豊かな景観との調和を図る</li> <li>●滋賀県景観計画において、「琵琶湖景観形成地域」「琵琶湖景観形成特別地区」に指定されていた地域では、引き続き良好な景観形成を図る (P8)</li> </ul>	
<p>景観形成重点地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●滋賀県景観計画で指定されていた「琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区含む）」を「琵琶湖岸景観形成重点地区」に指定 (P10)</li> </ul>	

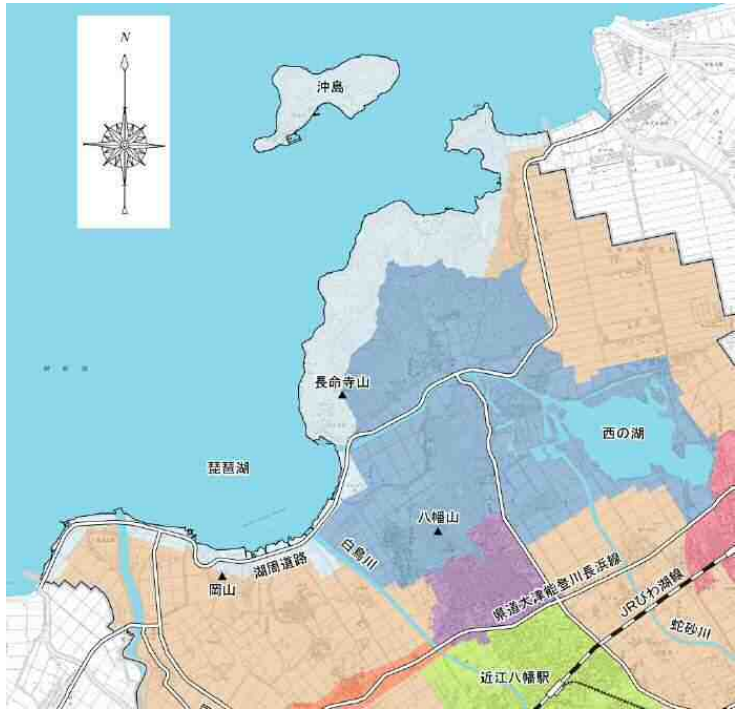
e) 近江八幡市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	近江八幡市都市計画マスタープラン
計画年次	平成 23(2011)年度～2030 年度
地域別構想	<p>&lt;八幡地域 - 島地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区の自然環境は、環境保護、景観保全、水産資源の醸成等、暮らしの基礎を担っており、保全することを第一義にする</li> <li>●また、自然環境と生活環境の総合的調整を図るため、「環境基本条例」に基づき、本地区を重点地区として位置づけ、地区の市民との調整のもと特別な対策・措置を検討する</li> <li>●特に重要なところについては、<b>自然的環境形成事業の実施と風致地区等の法的担保の措置</b>を図る</li> <li>●琵琶湖に面したエリア（は、姨綺耶山（長命寺山）、西の湖水郷を八幡の歴史的市街地と一体となった交流エリアとしての整備をめざして、散策道のネットワーク、連携イベント等を充実させ、四季を通じての利用増進を図る</li> <li>●沖島については、水環境の保全に留意しながら、自然に育まれた散策路等の整備を図り、レクリエーション利用の増進を図るとともに、自然環境を活かした新たな産業基地の形成についての検討を進める</li> </ul> <p>&lt;八幡地域 - 岡山地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●湖岸および交流軸の幹線道路沿道については、<b>湖岸および田園景観に調和した緑あふれる景観整備と沿道建物の景観誘導</b>の措置を講じる</li> <li>●白鳥川沿いは、水系の環境軸として散策路および親水空間の整備を行う</li> </ul> <p>&lt;八幡西地域 - 北里地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●田園景観と背景の湖景観の保全が重要であるため、それを阻害するような看板・広告物・建物の規制の措置を講じる</li> <li>●幹線道路沿いについては、田園景観に調和した潤いのある景観整備と、沿道建物の景観誘導の措置を講じる</li> </ul>



ii) 景観計画

<p>計画名</p>	<p>近江八幡市風景計画（全市計画編）</p>
<p>策定年次</p>	<p>平成 28(2016)年 7 月</p>
<p>ゾーン区分</p>	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>＜湖畔風景ゾーン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●沖島を含む琵琶湖湖畔の地域</li> </ul> <p>＜水郷風景ゾーン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖の原風景である内湖・西の湖とヨシ原を中心とする水郷地帯（P20）</li> </ul> </div> <div style="flex: 2;">  </div> </div>
<p>ゾーン別の基本方針</p>	<p>＜湖畔風景ゾーン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●四季の移ろいや野鳥等が生息する豊かな自然風景を構成する重要な要素として、琵琶湖や湖岸の砂浜・松林・湖畔林、沖島、長命寺山、岡山の樹林等の保全、育成を図る</li> <li>●建築物等が周囲の自然と調和した風景づくりを進める</li> <li>●沖島については、防災機能の向上を図りつつ、漁村集落の魅力的な生活文化や特徴的な町なみを有する文化的風景の保全を図る</li> <li>●琵琶湖湖岸や沖島から眺める比良山系など優れた眺望風景の視点場を有する地域でもあるため、対岸にも配慮して、琵琶湖周辺の広域的な風景づくりを進める（P22）</li> </ul> <p>＜水郷風景ゾーン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●西の湖とその周辺の水路、長命寺川、北之庄沢、八幡堀、ヨシ原等が連続した水辺環境と、八幡山や長命寺山等の樹林地など、琵琶湖の原風景を構成する貴重な自然環境の保全、育成を図る</li> <li>●重要文化的景観の選定制度とも連携しながら、ヨシ産業等の生業や内湖と共生する住民生活と深く結びついて形成された文化的風景の保全を図る</li> <li>●特に、文化的風景を構成する重要な要素であるヨシ葺屋根の建築物、石積水路、石垣等の保全、復元を図るとともに、円山町、白王町における伝統的な家なみを維持する</li> <li>●重要文化的景観の選定を契機にした地域活性化の取組とも連携し、ヨシ産業や営農環境を守る（P23）</li> </ul>



iii) その他計画

計画名	「近江八幡の水郷」の重要文化的景観選定
選定年次	平成 18(2006)年 1月選定、同年 7月、平成 19(2007)年 7月追加選定
選定された景観の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西の湖およびその周辺に展開するヨシ原などの自然環境が、ヨシ産業などの生業や内湖と共生する地域住民の生活と深く結びついて形成された文化的景観。</li> <li>●円山・白王の集落は、西の湖の北端に位置する里山（円山、白王山）の南面にあり、北からの風を避けるように山裾に列状に展開している。</li> <li>●両集落は、生活基盤としての生業に相違があったため、石積水路や石垣などの構成、主屋・蔵と作業小屋・屋外作業空間・水際空間の配置に異なる特徴を示している。</li> </ul>
法規制・補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化的景観とは、文化財保護法第 2 条第 5 号により「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」。重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ること。</li> <li>●文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業、たとえば調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対しては、国からその経費の補助が行われる。</li> </ul>

f) 東近江市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	東近江市都市計画マスタープラン（平成 29 年 10 月改定）
計画年次	平成 23(2011)年～2030 年
将来都市構造	
土地利用	<p>&lt;田園都市ゾーンにおける土地利用の方針&gt;</p> <p>○水辺地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖辺域は、自然景観、景観、多様な生態系の保全とともに、人々にうるおいを与える水辺空間としての機能を整備する（P42）</li> <li>●琵琶湖、伊庭内湖や大同川等の水、織山や箕作山、田園等の緑、五個荘金堂地区等の歴史を保全していくとともに、観光や潤いのあるまちづくりへの活用を図る（P68）※平成 30 年 10 月 15 日に重要文化的景観に「伊庭内湖の農村景観」が選定</li> </ul>



ii) 景観計画


<p>計画名</p>	<p>東近江市景観計画</p>
<p>策定年次</p>	<p>2011(平成 23)年 2 月</p>
<p>基本方針</p>	<p>&lt;基本目標 1 : 鈴鹿山系から琵琶湖につながる水と緑の風景を大切にする&gt;          ●琵琶湖と河川・溜池等の水辺の風景を保全・活用する          ●湖東平野のひろがりのある田園風景を保全する          ●広域的な視点で湖国の風景を保全する (P5)</p>
<p>景観軸 基本方針</p>	<p>&lt;琵琶湖軸&gt;          ●湖の生態系を保全すると共に、景観を特徴づけているヨシ原や周辺に広がる田園景観の保全・活用を図る          ●ひろがりの風景を保全するため、湖岸近くの建築物、工作物及び屋外広告物は、湖岸景観に調和するよう規制・誘導を図る          ●琵琶湖対岸に望む比良山系等の景観を享受できる視点場等の整備を図る          ●滋賀県景観計画において、「琵琶湖景観形成地域・琵琶湖景観形成特別地区」に指定されている地域では、引き続き広域的視点で良好な景観形成を図る(P8)</p> 
<p>景観形成重点 地域</p>	<p>&lt;琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域&gt;          ●滋賀県景観計画で指定されている「琵琶湖景観形成地域」の範囲 (P14)          ●琵琶湖・伊庭内湖の自然景観とその周辺に広がる田園景観を保全・育成すると共に、これらが一体となって広がる眺望景観を保全する          ●ヨシ原等の自然植生の保全・育成を図ると共に、その背後に広がる田園地の持続的な営農活動による保全を図る          ●護岸改修等に当たっては、多自然型工法を用い、生物の生息環境に配慮した構造とする          ●建築物や橋りょう等の工作物、屋外広告物については、周辺景観との調和を図ると共に、生物の生息環境にも配慮した構造とする (P19)</p>  

iii) その他計画

計画名	「伊庭内湖の農村景観」の重要文化的景観選定
選定年次	平成 30 (2018)年 10 月選定
選定された景観の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●湖東平野中央部に位置する伊庭内湖、水路が発達した集落と周辺の水田、伊庭山からなる。</li> <li>●集落は、琵琶湖最大の内湖であった大中の湖に流入する伊庭川の三角州上の微高地に形成されたが、内湖の干拓を経て、現在は伊庭内湖と呼ばれる大中の湖西端部、須田川となった小中の湖北端部に接する。集落内を流れる水路の水は、農業のみならず、各敷地から水路に延びる階段状のカワトを介し、魚の蓄養など生活の中で利用されている。</li> <li>●琵琶湖岸における水の利用および居住の在り方を知る上で欠くことのできない重要な景観地である。</li> </ul>
法規制・補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化的景観とは、文化財保護法第 2 条第 5 号により「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」。重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ること。</li> <li>●文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業、たとえば調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対しては、国からその経費の補助が行われる。</li> </ul>

g) 彦根市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	彦根市都市計画マスタープラン
計画年次	平成 29 年(2017 年)3 月～2030 年
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かけがえない農地などを含む自然的環境の保全を基本としつつ、良好な自然的環境に抱かれながら便利な都市生活を過ごすといった、安らぎとゆとりに着目しながら、<b>自然的環境と都市的環境の適切な調和がとれた都市構造</b>とします。</li> </ul> <p>&lt;湖岸環境共生ゾーン&gt; (P25,26)</p> 


<p>土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●湖岸部においては、湖岸の環境や景観を保全しつつ、<b>地域特性を踏まえた各種交流機能の充実など地域振興のための必要な取組を検討</b>(P31)</li> </ul>	
<p>公園緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖沿岸の多くの都市に広く指定されている琵琶湖国立公園は、本市では彦根城・荒神山地区などが指定されており、優れた自然の風景地として、<b>その保護と適切な活用に努める</b>(P39)</li> <li>●湖岸や河川を緑地として9カ所が都市計画決定されており、県や地域住民との連携を図りながら、<b>緑地としての維持保全に努める</b>(P40)</li> </ul>	
<p>歴史文化資産、自然的環境、景観形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖については、多数の固有種が存在する国民的資産として、「琵琶湖の保全および再生に関する法律」に基づき、保全事業の強化を図る(P54)</li> <li>●自然的景観ゾーンについては、湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまちを目指し、琵琶湖や内湖、芹川といった豊かな地域資源を活かした<b>良好な景観形成に努める</b>(P55)</li> </ul> <p>彦根城、琵琶湖岸や芹川の一部は、風致地区になっています。(P75)</p>	



ii) 緑の基本計画

計画名	彦根市緑の基本計画
計画年次	令和元年（2019年）7月～2030年
緑地の配置計画	<p>&lt;まもる緑&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施策の方針：ふるさとの風景として河川・山林・農地の緑をまもる</li> <li>○ 琵琶湖湖岸や河川緑地の保全</li> <li>● 琵琶湖湖岸の緑地や市域を横断する芹川・犬上川・宇曾川・愛知川などの河川の緑は都市の骨格を形成する緑、優れた自然環境を有する緑地であり保全します。（P7-1～7-2）</li> </ul>  <p>&lt;つなぐ緑&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施策の方針：『緑の回廊』づくりの推進</li> <li>○ 琵琶湖湖岸や河川緑地の保全</li> <li>● 彦根市の緑のシンボルである金亀公園（彦根城）を中核とした主要な公園や緑を有する歴史資源、豊かな自然を有する雨壺山や荒神山などの里山を緑の拠点とし、それらを彦根市の骨格を成す芹川などの4つの河川、南北方向にのびる琵琶湖湖岸の水辺や街路樹の緑等をつなぎ、彦根市の『緑の回廊』（緑のネットワーク）として位置付けます。（P7-5）</li> </ul> 

iii) 景観計画

計画名	彦根市景観計画	
策定年次	平成 19(2007)年 6 月	
景観形成方針	<p>&lt;①琵琶湖・内湖景観形成地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●砂浜と一体となって連続する松林などの樹林の保全または育成に努め、自然性の豊かな景観を形成</li> <li>●湖岸堤ののり面、また、水利施設等の工作物周辺の緩衝緑化は、石材等の自然素材の使用を図る</li> <li>●集落内の建築物等については、古くからの様式をとどめた民家等と調和するよう形態、色彩、素材などに配慮</li> <li>●建築物等の位置は、湖岸などからできる限り後退し、敷地内の緑化を図り、湖岸などと一体となった公共的な空間の確保に努める</li> <li>●休憩施設や案内板などの施設整備に際しては、形態・色彩・素材などについて配慮する</li> <li>●公園緑地をはじめとするまとまったオープンスペースの積極的な緑化を図る (P16)</li> </ul>	 <p>The map shows the Biwa Lake basin with various regions highlighted in orange. Key areas include '琵琶湖・内湖景観形成地域' (Biwa Lake and In-lake Scenery Formation Area), '松原～犬上川地区' (Matsubara-Inuikawa Area), and '犬上川～雲龍川地区' (Inuikawa-Suyunokawa Area). Landmarks like '高神山' (Takayama-san) and '琵琶湖' (Biwa Lake) are labeled. The map also shows major roads and the city boundary.</p>



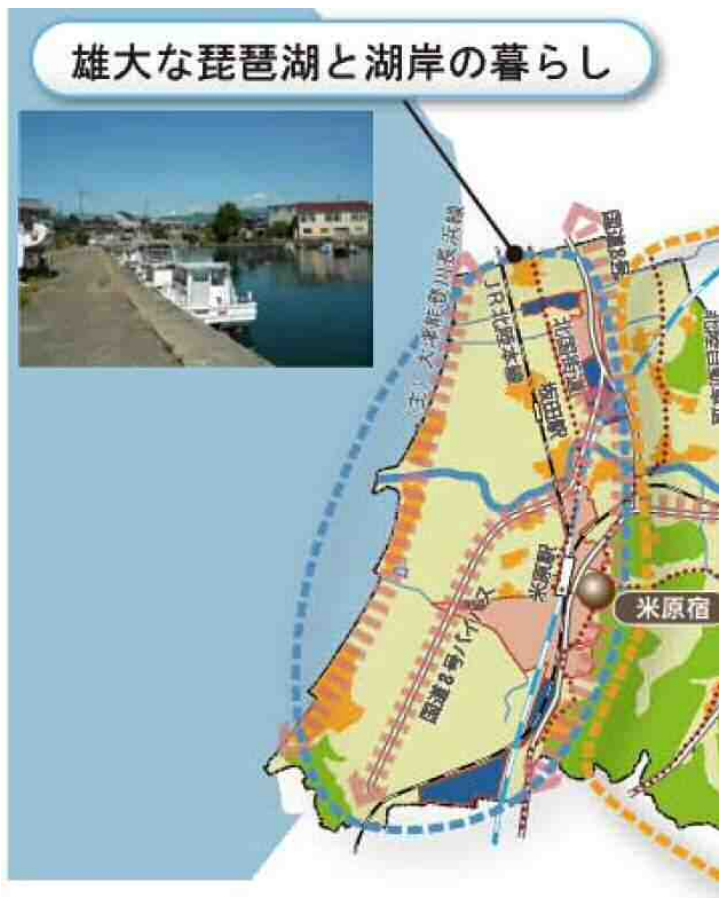
h) 米原市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	米原市都計画マスタープラン
計画年次	平成 28(2016)年～2026 年
都市づくりの方針	<p>《市街化調整区域の計画的な土地利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境・レクリエーション地（地域東部の里山、天野川等の河川周辺、琵琶湖湖岸）</li> <li>●風致地区として指定されている里山においては、地域らしさや農山村の美しい風景を守るべく、豊かな森林や緑地環境の保全・育成と、適正な管理に努める。</li> <li>●山林、緑地、琵琶湖、河川、公園等の良好な自然環境は、美化活動や開発抑制等により積極的に保全を図るとともに、自然を生かした子どもの遊び場や市民の憩い、環境教育、観光レクリエーション等に資する場として有効活用を図る（P53）</li> </ul> <p>&lt;自然環境整備・保全の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市域を結ぶ環境軸として位置付ける琵琶湖および天野川については、地域住民との協働による適切な維持管理を図り、琵琶湖湖岸緑地、朝妻緑地とともに水辺環境の保全・活用に努める（P55）</li> </ul> <p>&lt;公園・緑地の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●草の根広場等は、既存施設の有効活用、整備充実を図る。また、近江母の郷ふれあい広場周辺では、琵琶湖湖岸緑地と一体となった緑地の拡充整備を推進する。琵琶湖周辺の緑地等を、市内外の人々が訪れ、賑わい、憩う場として、整備および充実を図る（P55）</li> </ul> <p>■地域づくり構想図（西部地域）</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点</li> <li>歴史・観光拠点</li> <li>産業・流通拠点</li> <li>レクリエーション拠点</li> <li>住宅地</li> <li>中心商業地</li> <li>商業地</li> <li>沿道利用地</li> <li>住工共存地</li> <li>工業地</li> <li>沿道利用調整地</li> <li>集落地</li> <li>農地</li> <li>森林・緑地</li> <li>市役所・支所等</li> <li>人材センター等</li> <li>集会所等</li> <li>小学校・中学校</li> <li>公民館等</li> <li>福祉施設</li> <li>観光・レクリエーション施設</li> <li>鉄道</li> <li>広域幹線道路</li> <li>地域幹線・幹線道路</li> <li>構想路線</li> <li>主要な公園緑地</li> <li>自然公園区域等</li> <li>河川等</li> <li>地区界</li> <li>市域</li> </ul>

ii) 景観計画

計画名	米原市景観計画
策定年次	平成 25(2013)年 6 月
景観形成方針	<p>＜雄大な琵琶湖と湖岸の暮らし＞</p> <p>①地域固有のまちなみを保全する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●湖岸地域の伝統的な家屋については、所有者の理解と協力を得ながら、維持および保全を図る</li> <li>●町家、古民家、伝統建築物その他文化財に指定されている建築物等を保全する。</li> <li>●伝統的な町なみの景観を維持するため、NPOやボランティアの協力による空き家の活用を検討するなど、定住促進に努める</li> </ul> <p>②特徴ある集落景観と調和のとれた景観の形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各集落においては、琵琶湖等、地域の景観特性を踏まえながら、柔らかさや暖かさを持つ伝統的な素材の活用に配慮するなど形態や意匠に配慮し、周辺景観との調和を図る (P14)</li> </ul> <p>③面的な広がりのある田園景観を保全する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●田園景観の主な構成要素である農地については、農業振興地域整備計画に基づき、維持および保全を図る</li> <li>●野立て広告物については、屋外広告物条例等との連携により適正な規制および誘導を図る</li> </ul> <p>④人々の暮らしが息づく文化的景観を継承する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●漁港や漁具を手入れする風景など琵琶湖との関わりを感じることができる生活文化の景観や、井戸、かなぼう、田畑に水を引き込むための堰や水路など、漁業、農業の営みを通じた暮らしの風景が地域の風景と一体となった景観を創り出していることへの理解を深めながら、地権者、漁業者、農業者、行政、観光関連団体などの関係機関が一体となり、その維持および保全を図る (P15)</li> </ul> <p>⑤琵琶湖の維持・保全を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖の景観については、琵琶湖が有する自然環境の大切さ等を市民に啓発するとともに、地域住民の協力を得ながら、湖岸沿いの緑の保全や水辺の環境美化活動などによって景観の維持および保全を図る</li> </ul> <p>⑥琵琶湖の景観に配慮した公共施設の整備を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●護岸や堤防の工事を行う際には石積み素材を使用するなど、琵琶湖の景観に配慮した整備および修景を検討するとともに、湖岸沿いの道路等公共施設については、琵琶湖への眺望に配慮したデザインを誘導する (P16)</li> </ul>



iii) その他計画

計画名	「東草野の山村景観」の重要文化的景観選定
選定年次	平成 26(2014)年 3 月選定
選定された景観の概要	● 県北東部の姉川上流において、峠を介した流通・往来によって発達した景観地で、カイダレなど独特の設備を備えた民家形態や、集落ごとに発達した副業など、豪雪に対応した生活、生業によって形成された文化的景観。
法規制・補助	● 文化的景観とは、文化財保護法第 2 条第 5 号により「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」。重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ること。 ● 文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業、たとえば調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対しては、国からその経費の補助が行われる。

i) 長浜市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	長浜市都市計画マスタープラン
計画年次	平成 28(2016)年 12 月～2026 年
公園・緑地の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合公園として琵琶湖畔の長浜城跡に整備されている豊公園については、社会情勢の変化や利用者の要望等を踏まえ、<b>豊公園再整備基本計画に基づき整備を進める</b></li> <li>● <b>奥びわスポーツの森については、隣接の早崎内湖ビオトープの再生整備とともに、自然空間を満喫できる自然型レクリエーションの場として、またウォーキング等による市民の日常的な健康増進に寄与する公園として位置付ける</b></li> <li>● 豊公園、神照運動公園、奥びわスポーツの森については、広域避難場所に指定されているため、防災対策や避難時の対応も考慮した整備を図る(P46)</li> <li>● 琵琶湖や河川、池沼等については、良質な水環境というだけでなく、様々な生態系を育む場としての機能を有していることから、将来にわたってその機能の保全整備に努める</li> <li>● 特に早崎内湖ビオトープや観察施設のある西池等については、<b>水鳥等の自然生態の観察ができる良好な自然空間を将来的にも存続できるように努め、良好なビオトープ空間の形成を図る</b></li> <li>● 琵琶湖の保全・再生については、琵琶湖の保全および再生に関する法律に基づき、今後滋賀県が作成する「琵琶湖再生保全計画」に沿った取組を進める(P47)</li> </ul>



(4) みどりの広域拠点

- 大規模公園をレクリエーションの場や災害時の避難場所だけでなく、貴重なオープンスペースとして整備・活用



ii) 緑の基本計画


計画名	長浜市みどりの基本計画	
計画年次	平成 21(2009)年 3 月策定、平成 23(2011)年 3 月一部改定、平成 29(2017)年 4 月一部改定	
みどりづくりの方針	<p>&lt;環境保全機能から見たみどりづくりの方針&gt;</p> <p>○水辺の多様な生物を支えるみどりの保全</p> <p>●琵琶湖や余呉湖、姉川、高時川など水辺のみどりでは、豊かな自然環境に支えられて多様な動植物が生息・生育していることから、これらの生態系が今後も維持されるよう適正な保全に努める (P3-1)</p>	

iii) 景観計画

計画名	長浜市景観まちづくり計画	
計画年次	平成 20(2008)年 3 月策定、平成 23(2011)年 1 月変更、平成 26(2014)年 4 月変更	
景観ゾーニング	<p>&lt;琵琶湖景観ゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●琵琶湖の水や自然の湖岸、竹生島などを保全するとともに、周辺からの琵琶湖への展望を守る</li> <li>●湖上を吹く風や、色彩、水のおいなどに配慮するとともに、琵琶湖を取り巻くスカイラインの保持や、落ち着きのある自然景観の保全に努める</li> <li>●琵琶湖の水質の保全・浄化を通じて、美しい湖畔景観を形成するとともに、琵琶湖の恵みとくらしの営みを大切にしたい景観づくりに努める</li> <li>●琵琶湖と周辺のまちなみの景観が一体となった良好な景観を育むため、景観形成のルールづくりを進める</li> <li>●貴重な資源である竹生島や葛籠尾崎の美しい緑の木々を守るため、カワウの糞害対策を進めるなど、景観保全に努める</li> <li>●湖岸から竹生島の姿を見とおせるよう、琵琶湖の眺望景観の確保に努める (P40,41)</li> </ul>	
広域景観形成重点区域	<琵琶湖沿岸景観形成重点区域>	



- 湖岸道路沿道から琵琶湖にかけての湖畔の区域は、景観形成の上で、また、展望地として重要な地域であることから、特に琵琶湖に配慮した景観の形成に取り組む
- 琵琶湖と都市的景観、琵琶湖と自然景観など地域の特性に応じて、琵琶湖と調和した良好な景観づくりに取り組む
- 湖岸の草木や、ヨシ、奥の洲、竹生島の深緑など水に緑が映える美しい湖の自然景観の保全、創造に努める（P44）



文化的景観

<菅浦にみる文化的景観>

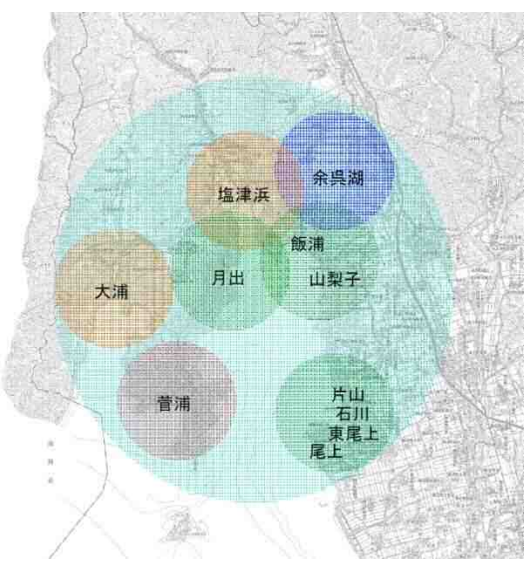
- 菅浦集落の東西に配された四足門など、破損・老朽化の進行した建造物も見受けられ、こうした建造物について十分な調査を行うとともに、その価値を損なうことのないよう保存修理を行い、これらを適切に維持するためのしくみづくりが必要（P98）

<水運のまちにみる文化的景観>

- 手つかずのまま残された湖岸風景を保全するとともに、やむを得ず整備を行う場合には、周囲の景観への影響を最小限に抑える配慮が必要（P98）

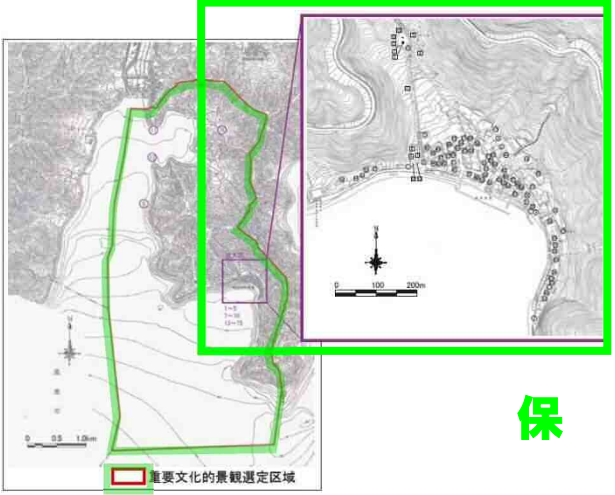
<漁村にみる文化的景観>

- 周囲のまちなみや自然に調和した建築物や工作物への誘導が必要（P99）



	菅浦	にみる文化的景観
	水運の町	にみる文化的景観
	漁村	にみる文化的景観
	余呉湖	にみる文化的景観

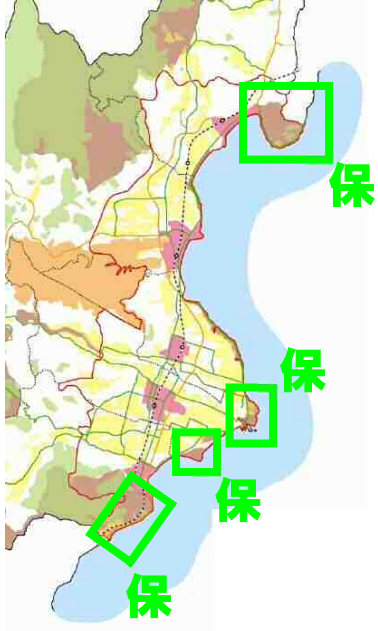
iv) その他計画

計画名	「菅浦の湖岸集落景観」の重要文化的景観選定
選定年次	平成 26(2014)年 10 月選定
選定された景観の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急傾斜の山々と琵琶湖からなる奥琵琶湖の独特の地形がもたらした自然景観の中に、中世以来の集落の伝統が息づいており、人々の生活、生業を重ねながら形成された村落共同体が歴史とともに重層的に刻んできた景観。</li> </ul> <p>&lt;文化的景観の種類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水田・畑地などの農耕に関する景観地</li> <li>●用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地</li> <li>●道・広場などの流通・往来に関する景観地</li> <li>●垣根・屋敷林などの居住に関する景観地</li> <li>●複合景観</li> </ul>  <p style="text-align: right; color: green; font-size: 2em;">保</p>
法規制・補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化的景観とは、文化財保護法第 2 条第 5 号により「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」。重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ること。</li> <li>●文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業、たとえば調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対しては、国からその経費の補助が行われる。</li> </ul>

計画名	田村駅周辺整備基本計画
策定年次	平成 28(2016)年 10 月策定
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画マスタープランにおいて、人口流出を止めるダム機能と、市への流入を受け入れる機能を持つ都市拠点「文教・産業創造拠点」に位置付け、計画的な市街化の形成を目指す地域としている田村駅周辺地域の整備基本計画である。</li> <li>●継続的にまちの活性化を図れるよう、単に施設整備や施設誘導といったハード整備だけに頼るのではなく、産・官・学・金・労・言といった多様な主体が協働して段階的、持続的に“まち”を育んでいくという姿勢「まち育て」の視点に立った取組を進める。</li> </ul>
湖辺域の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●湖岸緑地においては、おおむね 10 年以内を目標に、憩いと安らぎの空間創出のための公園整備を進める。</li> <li>●田村辻町公園からの歩行者回遊ルートを確保するとともに、湖岸緑地（都市公園）を活用した賑わいの場の創出（Park PFI の導入等）を図る。</li> <li>●四阿やパーゴラ、ベンチなどの休養施設の増設を進める。</li> <li>●琵琶湖岸の良好な景観の維持向上を図る。</li> </ul>

j) 高島市

i) 都市計画マスタープラン

計画名	高島市都市計画マスタープラン	
計画年次	平成 24(2012)年～概ね 10 年後(整備方針)、概ね 20 年後(将来像)	
土地利用規制	<p>&lt;自然公園法関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画区域内の自然公園は、琵琶湖国定公園がある</li> <li>●琵琶湖国定公園は、市南部の鶴川地区の山間部一体を除いて大部分が琵琶湖岸や内湖およびその付近にあり、自然公園法によって良好な自然環境が保全されている(P18)</li> </ul> <div data-bbox="699 607 1038 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid red; margin-right: 5px;"></span> 都市計画区域  <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f08080; margin-right: 5px;"></span> 用途地域  <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffff00; margin-right: 5px;"></span> 農業 農用地区域  <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 2px solid green; margin-right: 5px;"></span> 自然公園 特別地域  <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90ee90; margin-right: 5px;"></span> 森林地域 保安林  <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffa500; margin-right: 5px;"></span> 饗庭野演習場  <span style="display: inline-block; width: 15px; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 一般国道  <span style="display: inline-block; width: 15px; border-bottom: 1px solid green; margin-right: 5px;"></span> 主要地方道・一般県道  <span style="display: inline-block; width: 15px; border-bottom: 1px dashed black; margin-right: 5px;"></span> 鉄道                 </p> </div> <p>&lt;景観法関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化的景観地区は、マキノ地域の海津大崎地区、海津・西浜地区、高木浜・知内地区と、新旭地域の琵琶湖岸のヨシ群落、針江大川流域ならびに高島地域の大溝・打下地区、乙女ヶ池周辺地区の7つのゾーン</li> <li>●水辺景観地区は、琵琶湖地区、琵琶湖特別地区および安曇川中流河川地区(P19)</li> </ul>	

ii) 景観計画

<p>計画名</p>	<p>高島市景観計画</p>									
<p>計画年次</p>	<p>平成 19(2007)年 10 月策定、平成 26(2014)年 10 月変更</p>									
<p>良好な 景観形成に 関する方針</p>	<p>&lt;湖岸地帯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統的な石積み護岸や松林、砂浜などは、それらの適正な保全や修復に努める</li> <li>●湖周辺の集落は、その地域と湖が密接な関係にあった由来を尊重し、湖と一体となった景観形成に努める</li> <li>●多くの人が訪れ憩いの場となる地域においても、湖岸の自然環境を大切にし、周辺の良好な景観を阻害しないよう努める</li> <li>●自然環境の保全に努め、植物や生物の生態系の保護に努める</li> <li>●湖岸周辺から山並みやまちなみを望む景観を阻害しないよう努める(P13)</li> </ul>									
<p>景観形成 推進区域</p>	<p>&lt;文化的計画地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海津・西浜・知内 (P17)</li> <li>○新旭地域のヨシ群落および針江大川流域 (P18)</li> <li>○大溝・乙女ヶ池周辺 (P19)</li> <li>●地域で生活する人々とともに、身近にある地域の自然と調和し、今もなおその面影が色濃く残されている典型的な文化的景観を保全していくため、景観形成協定の推進を図る (P17)</li> </ul> <p>&lt;水辺景観地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●滋賀の風景を守り育てる条例に基づき指定し、良好な景観を保全 (P21)</li> </ul>	 <table border="1" data-bbox="976 1276 1469 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: red; width: 20px;"></td> <td>文化的景観地区</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: green; width: 20px;"></td> <td>琵琶湖地区</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖特別地区</td> </tr> <tr> <td>安曇川中流河川地区</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例			文化的景観地区		琵琶湖地区	琵琶湖特別地区	安曇川中流河川地区
凡 例										
	文化的景観地区									
	琵琶湖地区									
	琵琶湖特別地区									
	安曇川中流河川地区									



## iii) その他計画

計画名	「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」の重要文化的景観選定
選定年次	平成 20(2008)年 3 月選定
選定された景観の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本文化的景観の特徴は、琵琶湖をはじめとする河川・内湖、扇端部の湧水を水源とする小河川、さらに増水時に冠水する水田等によって形成される多様な水界である。</li> <li>●それぞれに地域固有の豊かな生態系があり、特に多い魚類に併せて発達した多様な伝統漁法、洗濯のための「橋板」や「イケ」と呼ばれる水場や共同井戸など、多様な水文化が残る。</li> <li>●古来より北陸道や琵琶湖の湖上交通を背景として、輸送や商業活動それに携わる人々の流通・往来が生み出した極めて重要な文化的景観。</li> </ul>
計画名	「高島市針江・霜降の水辺景観」の重要文化的景観選定
選定年次	平成 22(2010)年 8 月選定
選定された景観の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●針江・霜降は、安曇川下流域の扇状地の扇中部に位置する集落であり、周囲には豊富な湧水を活用した水田が広がる。集落内には、湧水を端に発する水路が流れ、針江大川を経て琵琶湖に注ぎ、針江大川流域、水路、水田および湿地・河口域の内湖およびヨシ帯・琵琶湖が一つの水系として連続し、豊かな生態系が育まれている。</li> <li>●安曇川の湧水を利用した独特の生活が営まれると同時に、集落、河川、水田、ヨシ帯などが一体的な水環境を形成する貴重な文化的景観。</li> </ul>
計画名	「大溝の水辺景観」の重要文化的景観選定
選定年次	平成 27(2015)年 1 月選定
選定された景観の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大溝は、琵琶湖北西岸に位置する集落であり、集落南部には湖岸砂州により琵琶湖と隔てられた内湖の乙女ヶ池が広がる。大溝は、古くから交通の要衝として機能し、戦国時代から江戸時代にかけては、大溝城およびその城下町が整えられ、砂州上に集落が置かれていた。</li> <li>●その後、蒸気船就航や鉄道整備など大溝を取り巻く交通事情は変化してきたが、旧街道沿い列村を成す集落構造は現在でも継承されている。また、旧城下町区域では、近世に遡る古式上水道が現在も利用されている。</li> <li>●中・近世に遡る大溝城およびその城下町の空間構造を現在も継承する景観地で、琵琶湖および内湖の水または山麓の湧水を巧みに用いて生活・生業を営むことによって形成された文化的景観。</li> </ul>
法規制・補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化的景観とは、文化財保護法第 2 条第 5 号により「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」。重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ること。</li> <li>●文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業、たとえば調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対しては、国からその経費の補助が行われる。</li> </ul>



## 5) 県民ニーズ

エリア区分の設定に当たり、県民のニーズを確認するため、湖辺域で行われたアンケート調査の結果を整理しました。

### (1) 活用への意向について(新たな都市公園の設置希望が強い)

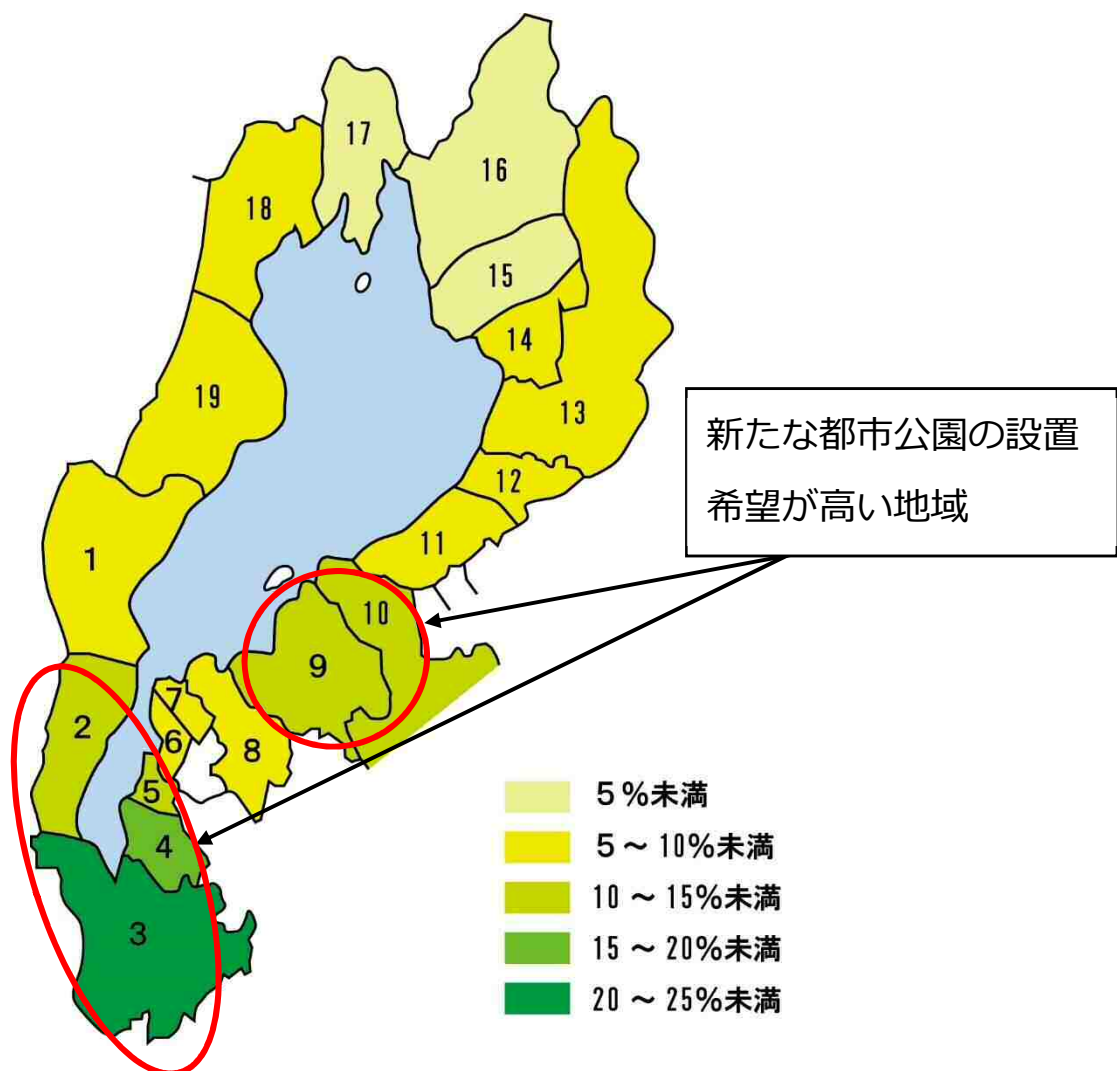
活用に関する意向(新たな都市公園の設置希望)として、大津市・草津市地域(NO.2、3、4、5)、近江八幡市長命寺地域(NO.9)、東近江市能登川地域(NO.10)があげられます。

### (2) 保全への意向について

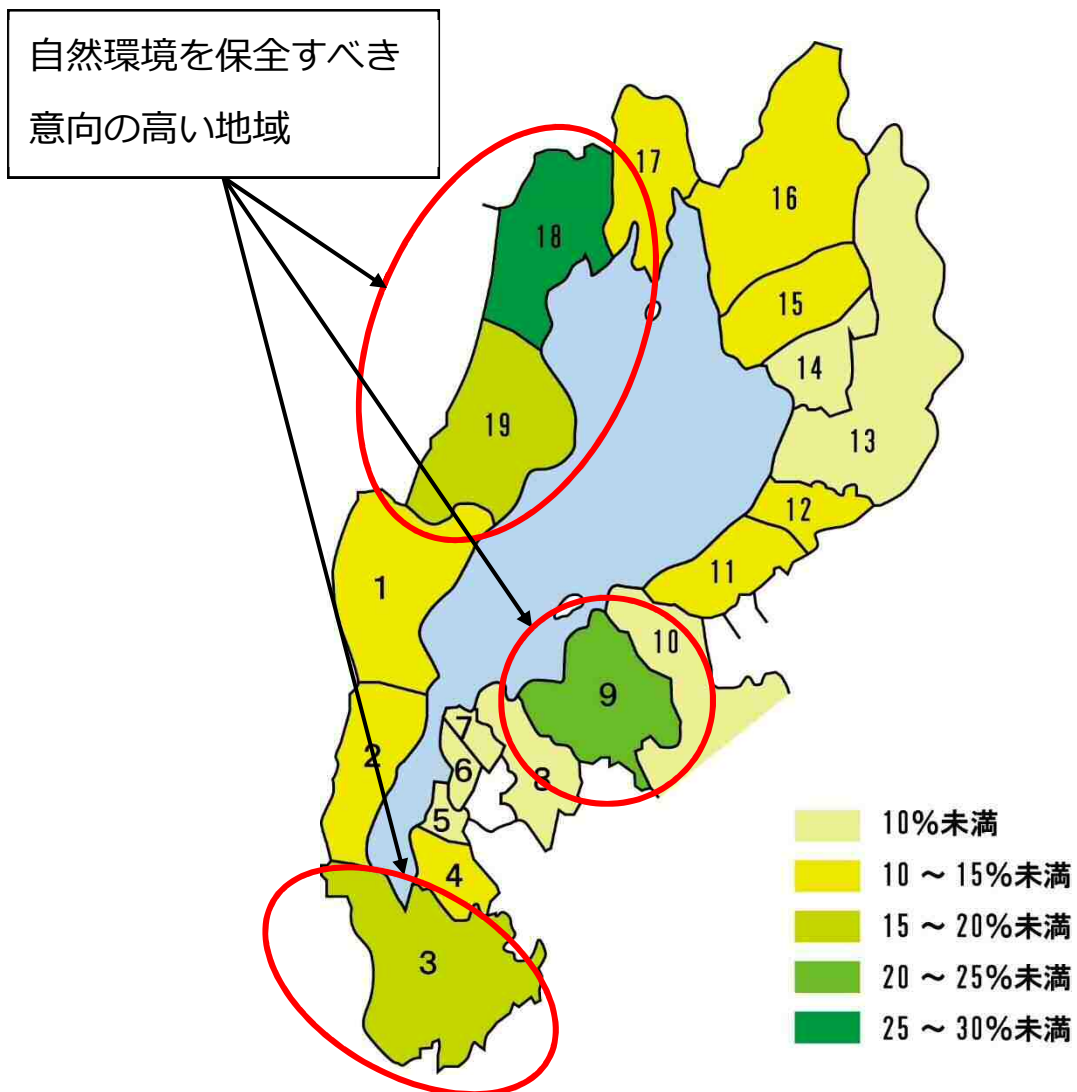
保全に関する意向が強い地区として、大津市地域(NO.3)、高島市地域(NO.18、19)、近江八幡市長命寺地域(NO.9)があげられます。

### (3) 留意事項

保全、活用への意向が高いエリアが重なっていることもあり、活用するにあたっては、保全に留意する必要があります。



資料:「県政モニターアンケート(平成30年6月)」をもとに作成  
 図 新たな都市公園の設置希望地域



資料:「県政モニターアンケート(平成 30 年 6 月)」をもとに作成  
 図 自然環境を保全すべき意向の高いエリア





### 7) 【参考】規制(制限)の強さ

湖辺域における各種規制(制限)の状況について整理し、点数化により規制の強度について確認しました。規制の強度については、エリア区分図検討において参考として取り扱います。

表 琵琶湖周辺にかかる土地利用の規制

NO	土地利用規制名称		概要	開発行為の制限	規制ランク	配点
1		農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに保全する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として開発行為の規制</li> <li>農用地利用計画で指定された用途以外の用途への転用の制限</li> </ul>	A	3
2	農業地域 (農業振興地域)	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、優良農地は転用の順位を遅らせるよう努める</li> <li>農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域および農業以外の土地利用計画がない地域に存する優良農地については他用途への転用は行わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農振計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる開発行為への勧告・公表</li> <li>農地転用の制限</li> </ul>	B	2
3	森林地域	国有林	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的機能および公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避ける</li> <li>他用途へ転用する場合は、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう充分考慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国による審査</li> </ul>	A	3
4		地域森林計画 対象民有林		<ul style="list-style-type: none"> <li>1ha を超える開発行為の制限</li> </ul>	D	1
5		保安林		<ul style="list-style-type: none"> <li>水源涵養、県土保全、生活環境の保全等の多面的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として開発行為の制限</li> </ul>	A
6	自然公園地域	特別地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>その風致または景観の維持を図るべきものであることから、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の制限</li> </ul>	B	2
7		特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観の厳正な維持を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の制限</li> </ul>	A	3
8		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市的利用または農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の届出</li> </ul>	C	1
9	歴史的風土保存地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的、文化的資産と周辺の自然的環境を一体的に保存する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の届出</li> </ul>	C	1
10	ヨシ群落保全 区域	保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヨシ群落の保全状態を把握し、ヨシ群落の連続性の確保を図りながら、より良好な状態に向けた保全を行うとともに、失われた場所においてはその原因を十分理解し再生を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の制限</li> </ul>	B	2
11		保護地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の良好なヨシ群落の状態を維持し湖辺の代表的な生態系と多様な生物相の保全を図る</li> <li>そのため保護地区の生態特性に応じた適切な維持管理を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の制限</li> </ul>	B	2
12		普通地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模なヨシ群落がまばらな状態で分布している現状を踏まえ、その原因を十分理解し、良好で連続したヨシ群落の形成を図る</li> <li>そのため現状を十分把握した上で、地域の特性に応じヨシ等の創出や刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を積極的に実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の届出</li> </ul>	C	1
13	風致地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市において良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の制限</li> </ul>	B	2
14	琵琶湖景観形成地域 琵琶湖景観形成特別地区 他		<ul style="list-style-type: none"> <li>湖の周辺においては、県民の生活を支える生活基盤、産業基盤の整備とともに、そこで織りなされるさまざまな景観を構成する要素を把握し、自然環境を根底から支える生態系の保全や人文景観を支える生活文化の継承などについて十分配慮しながら、地域の環境や生活に根ざした景観形成を図る</li> <li>上記および湖岸市の景観計画において、湖辺における区域指定があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の行為の届出</li> <li>※開発の規制ではなく、建築位置や規模等を制限</li> </ul>	C	1

規制ランク A：開発行為の禁止 B：一定の行為の制限 C：一定の行為の届出 D：行為に大きな制約なし  
 出典：滋賀県土地利用基本計画、土地利用基本計画制度について（国土交通省、平成 28 年 1 月 28 日）等

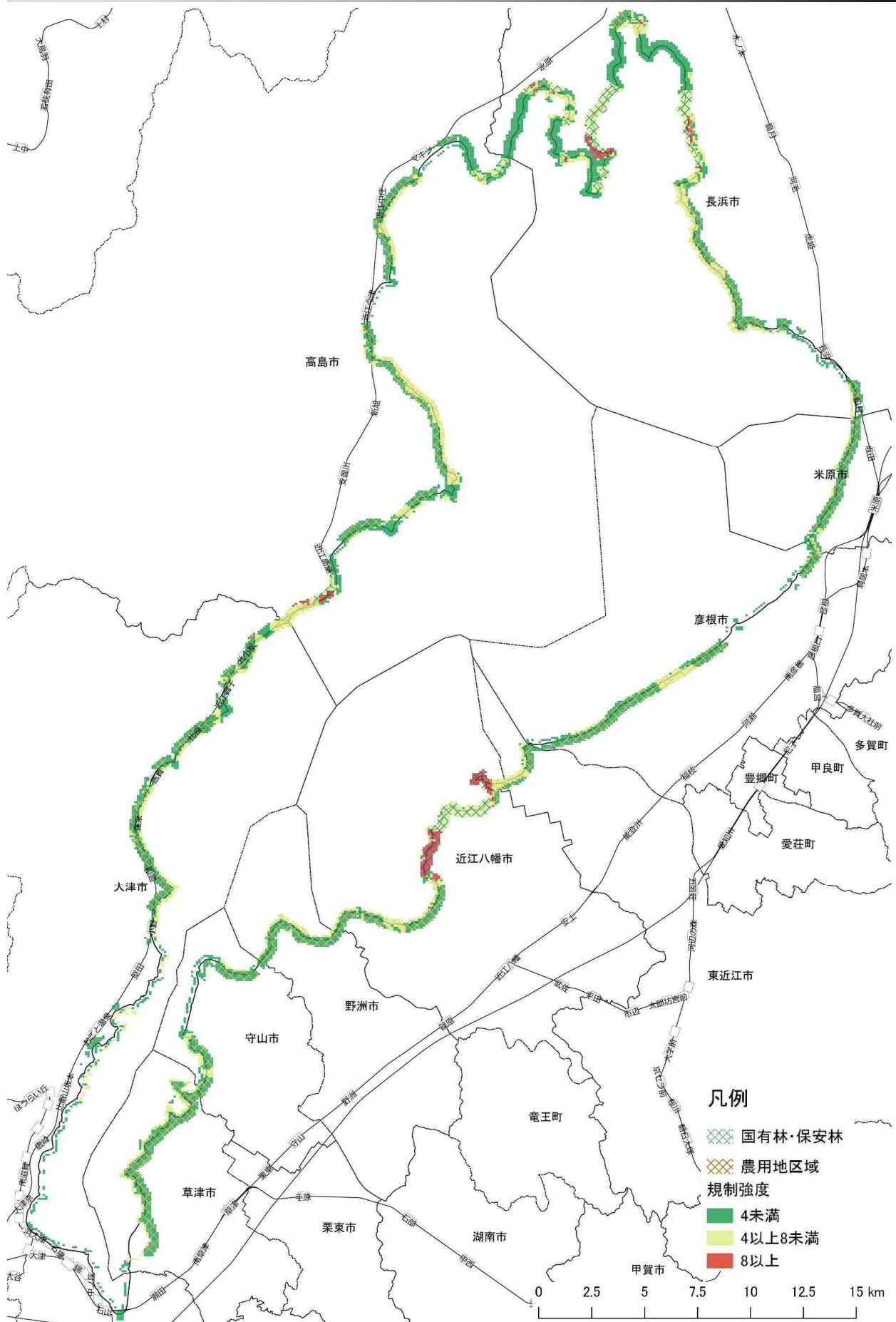


図 規制強度図